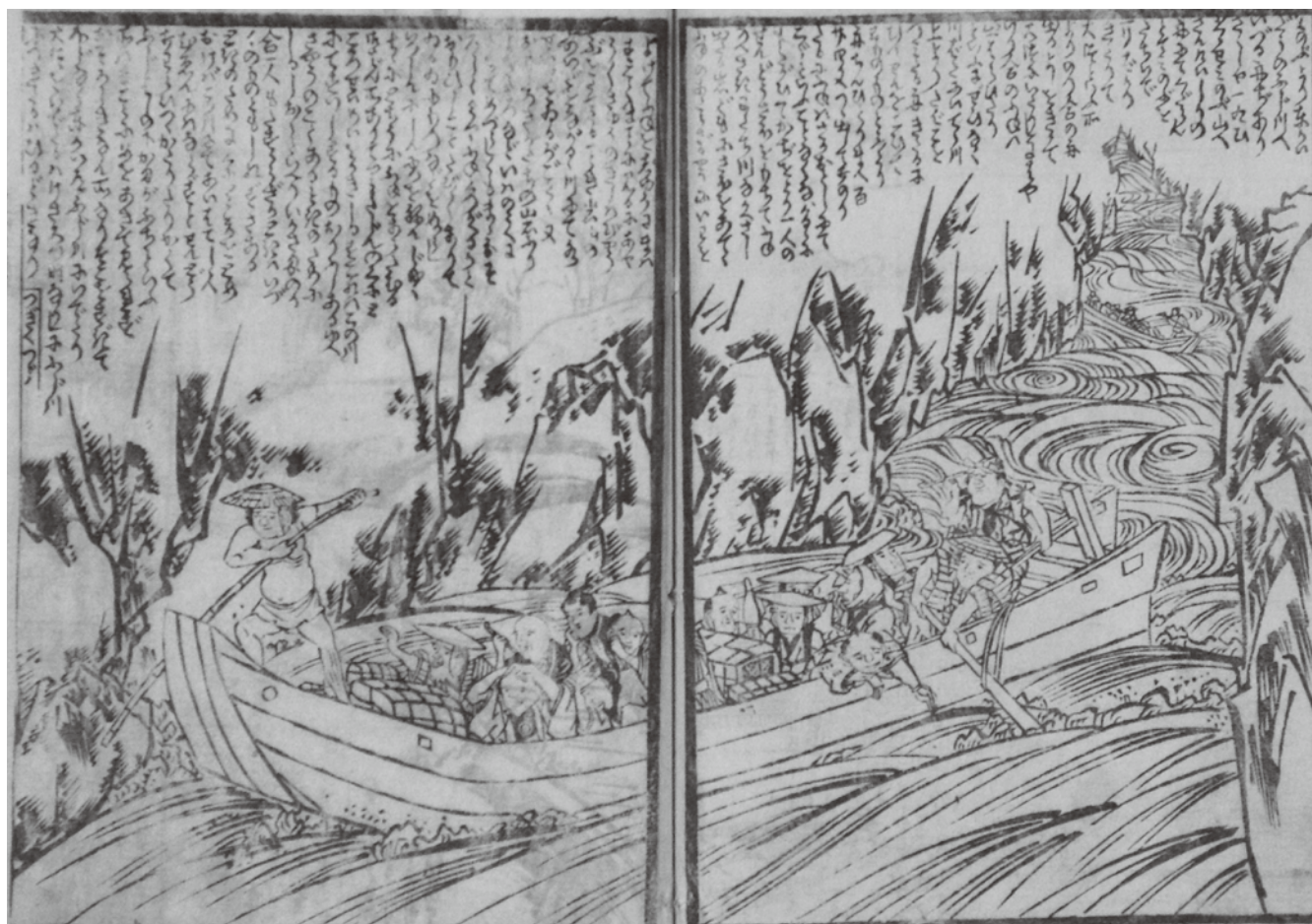


富士川水運に関する基礎的研究



序

山梨県内を南流し、駿河湾に注ぐ富士川は、日本屈指の急流として知られ、古くから人々の移動や物資の輸送に利用されてきました。一七世紀初頭に江戸幕府が成立して政治情勢が安定し、全国的な交通・流通網が整備されるなかで、富士川にも恒常的な水運（舟運）が開かれました。それ以降およそ三〇〇年にわたり、甲斐国や信濃国などと全国市場とを結ぶ物流の大動脈として、富士川水運は人々の暮らしを支え続けました。鰍沢・青柳・黒沢に設けられた三河岸は、富士川水運の拠点として栄え、人や物、情報が集まり、甲斐国内でも有数の町場として隆盛しました。当館では、この富士川水運の実像を明らかにすることを目標に掲げ、共同研究の対象として、令和二年度より調査・研究を進めてまいりました。新型コロナウイルス感染症の流行等により、当初の調査計画を大きく変更せざるを得ませんでしたが、この状況を利用して、先行研究の整理と館蔵資料の調査・研究を中心に進めてまいりました。

鰍沢などの三河岸は、川沿いに立地する町場という性格から、幾度も洪水や火災に見舞われ、関連史料はほとんど残されていないのではないかとこれまで思われていました。しかし今回の調査・研究によつて、様々な史料のなかに富士川水運の姿が垣間見えることがわかってきました。このことは、私たちが考えていた以上に、水運が人々の暮らしに欠かせないものであったことを示しています。

本書で紹介する事例や史料は、今回の調査・研究のなかで明らかになったこと、富士川水運史のごく一部でしかありません。これらを踏まえ、今後も継続的な調査・研究を行っていく必要性もまた、今回の調査・研究は示しています。

本書の成果が富士川水運の歴史を考える一助となれば望外の喜びであります。結びとなりますが、この度の調査・研究にあたり、ご協力いただきました関係者のみなさまに厚く御礼を申し上げます。

令和五年三月

山梨県立博物館 館長 守屋 正彦

富士川水運に関する基礎的研究

目次

序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

目次 凡例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

研究の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

論考編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

 富士川水運史研究の到達点―青山靖『富士川舟運史』の成果と課題― 4

 河原部新河岸設置問題と三河岸の動向・・・・・・・・・・・・ 12

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

 (一) 松本御米仕切帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

 (二) 新河岸故障出入御裁許写・・・・・・・・・・・・ 44

 (三) 蒲原舟揚につき乍恐別紙書付を以奉願上候・・・・・・・・ 45

 (四) 三河岸出入御裁許写・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

凡例

- ・本報告書は、令和二年度から令和四年度まで実施した共同研究「富士川舟運に関する基礎的研究」の調査・研究報告書である。
- ・本報告書の執筆・編集は中野賢治（山梨県立博物館学芸員）が担当した。
- ・史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。
- (一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。
- (二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江（え）、而（て）、与（と）、者（は）、茂（も）、𪛗（より）、メ（しめ）など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。
- (三) 欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□で、文字数が不明な場合は「」で示し、傍注でその旨を示した。
- (四) 貼紙・付札などは、その文言に「」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。
- (五) 史料には、適宜読点（、）や並列点（・）を付した。
- (六) 改行については、原則として追い込みとした。

表紙・裏表紙ともに『金草鞋十二編身延山道中ノ記』（当館蔵）

研究の概要

本調査・研究は、山梨県立博物館の共同研究事業として、令和二年度から同四年度にかけて、「富士川舟運の基礎的研究」として実施された。おりしも新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった時期であり、調査出張どころか博物館への出勤さえも自粛を余儀なくされた。そのため、本研究も当初の予定を大きく変更せざるを得なかった。

そのような社会情勢下、本調査・研究では、富士川水運（舟運）に関する研究状況の整理と館蔵資料の翻刻・分析を主眼に据えることとし、令和二年度以降、継続的に館内での調査を進めてきた。

青山靖『富士川水運史』以来、水運関係史料は、鰍沢が度々洪水や火災に見舞われたことから、数が少なく、そのために研究が進まないといわれてきた。しかし、本調査・研究の過程で、丁寧に史料を見直していくと、決してそうではなく、何らかのかたちで水運に関係する史料が多数確認された。

それは、江戸時代の甲斐国や信濃国の人々にとって、水運が身近に存在したところ、富士川や釜無川、笛吹川近辺に居住しない人々も、様々な形で水運にかかわっていたことを示している。そのため、水運史研究の視角や方法も、これまでに考えられていた以上に極めて多岐にわたることになる。

そこで、本調査・研究では、以下の通り課題を整理して作業を進めた。

(一) 富士川水運史研究の到達点である青山靖『富士川水運史』の内容を精査し、その成果と課題を整理する。

(二) 富士川水運史上の一事件を扱い、その背景として鰍沢・黒沢・青柳のいわゆる三河岸の動向と流通状況の変化をとらえる。

(三) 富士川水運史上で注目される史料について、これまで未翻刻のものを翻刻する。

本報告書は、これらの作業の成果の一部である。(一)・(二)の成果を論考編、(三)の成果を史料編として収録した。また中野賢治「鰍沢における米取引―「松本御米仕切帳」の分析を通じて―」（『山梨県立博物館研究紀要第一七集』、二〇二三年三月）も、本調査・研究の成果の一部である。

なお、本書では扱うことのできなかつた課題も多く存在する。それらも踏まえ、本調査・研究の成果を、令和五年度に展覧会として公開する予定である。

富士川水運史研究の到達点―青山靖『富士川水運史』の成果と課題―

中野賢治

はじめに

富士川水運史^①の研究は、その知名度に比して極めて少なく、まとまった成果としては青山靖『富士川水運史』（地方書院、一九五九年七月）を除くとほとんど存在しないといってよい。自治体史や研究論文などで、富士川水運に関して言及する場合、その拠り所となってきたのはこの『富士川水運史』である。

『富士川水運史』は、その序と跋に成立の背景をうかがわせる記述がある。序では、昭和二九（一九五四）年に鰍沢町制施行六〇周年を記念して『鰍沢町誌』が企画され、その一環として著されたものであることが示されている。『鰍沢町誌』は他にも斉藤良一「富士川水運考」、清富小太郎「富士川水運と鰍沢町」、村松志孝「富士川水運と角倉氏」などの論考を掲載し、昭和三四年六月に発行された。同年七月に青山『富士川水運史』が発行されており、跋文の末尾を除いてその内容はほぼ同じである。跋文には「水運とともに展開された鰍沢の町史編纂を志したが意気は大いに壮んであつても、一には資料の欠缺が手伝つて思いのままに進みえず、舟運史の一半を書き上げたに停まつて変な尻切れになつてしまつた」と、本書がそもそも町史そのものとして構想されたことがうかがえる^②。

さて、今もなお富士川水運史を考える上で不可欠の同書であるが、管見の限りでは、残念ながら書評などの論評が存在しない^③。そこで本稿では、同書の書評の体をとつつ、富士川水運史研究の現状と課題を把握してみたい。

一 『富士川水運史』の構成

『富士川水運史』は全五章の論考と、「富士川水運史年表」「富士川水運史資料」から構成されている。順を追ってそれぞれの内容を簡単に整理しておきたい。

「第一章 鰍沢河岸の地理的位置」は「第一節 三河岸の位置」、「第二節 鰍沢の地形と水害」、「第三節 鰍沢御米詰蔵と水害」の三節からなり、主に鰍沢河岸について、その地形から河岸が置かれた条件を説明する。河岸が置かれる条件として、富士川に面する窪地であつたために北風・南風ともに当たりが少なくなることから、「河岸として地形が三河岸の内もつとも適していた」と鰍沢の状況を評価している。一方、それゆえに水害が起こりやすい土地であるとも評価し、元禄一一（一六九八）年・同一二年以降、大正五（一九一六）年に至るまでの水害について記している。なかでも明治二〇年代には毎年のように鰍沢が洪水に襲われていることなど、事実関係の指摘には見るべきものがあるが、水運との関係は直接示されない。またそのように水害に襲われやすい鰍沢において、鰍沢に設けられていた「御蔵」が度々流失していたことを史料から示している。

「第二章 富士川舟運以前の鰍沢附近」では、『甲斐国志』などによりながら、「第一節 大井庄」、「第二節 青柳の市」についてそれぞれ解説し、「第三節 舟運以前の河内交通と口留番所」では、鰍沢の口留番所の位置を推定し、その番人が百姓によって担われていたことを述べている。また幕末・明治の記録類から鰍沢口留番所の規模や構造を推定している。

「第三章 富士川の舟運開始」では、いよいよ富士川水運の歴史について叙述が始まる。「第一節 了以の富士川開鑿の時期」では、土屋操『甲斐史』の慶長一二（一六〇七）年、樋口助重「富士川水運について」の慶長一七年、享保一三（一七二八）年「鰍沢村御用留」の慶長六年工事着手・同七年開通などの諸説を踏まえ、大久保長安が伊豆銀山奉行を兼任した慶長一一年以降が正しいとし、寛永七（一六三〇）年に京都嵐山大悲閣に建立された「河道主事嵯峨吉田了以翁碑

銘⁽⁴⁾」の記述をもとに、慶長一二年三月に工事を開始し、同年八月に竣工、翌一二年春、二月から四月にかけて通船が可能となり、一〇月には「完成」、すなわち富士川水運として利用されるようになったと段階的な理解を示している。また寛政九年（一七九七）に鰍沢河岸に建てられた「富士水碑」がこの「河道主事嵯峨吉田了以翁碑銘」を踏まえて作成されたものとも論じている。「第二節 了以の人となりと開鑿工事」では、同じく「河道主事嵯峨吉田了以翁碑銘」によりながら了以の経歴をたどっている。また文化一三（一八一六）・同一四年に作成され、鰍沢の七面堂に安置されていた「水行直仕形図絵」・「水行難場有形図絵」⁽⁵⁾から、「了以の開鑿より時代を下ってなお工事技術はこの程度だったとすれば、川丈十八里の間を改修する工事は並々ならなかったことが考えられるのである」と、了以による開鑿当時の状況を推測し、かつ慶長一二年説は成立したいと主張している。「第三節 了以の富士川開鑿の目的」では、大堰川水運関係の史料をもとに、富士川水運は廻米を目的に開鑿されたものではなく、大堰川の水運と同様に、その運賃や蔵敷（保管料）による収益を狙ったものだと言及した。「第四章 富士川舟運と河岸の機能について」は、本書のもっとも重要な部分といつてよい。「第一節 三河岸の保護と特権」から「第十節 御廻塩について」にいたる一〇の節で、廻米を除く富士川水運の主要なトピックを説明している。なお廻米については次章で詳述されるため、ここでは取り上げられていない。「第一節 三河岸の保護と特権」では、他地域では「河岸」と「津出場」の区別は明確ではないが、鰍沢・青柳・黒沢の「三河岸」のみはそれらと明確に区別されていると述べ、「単に河港としての役割を持つばかりでなく、幕府の手厚い保護に基づく特権を持つて経済的役割を果たす」ものとして三河岸を定義している。さらに天保年間の「河原部新河岸」設置問題に触れ、河原部河岸の承認に反対する鰍沢・青柳と賛成する黒沢河岸の争論を取り上げ、主に鰍沢・青柳が「新河岸」設置に反対する理由からその機能と特権性を読み取っている。「第二節 河岸の施設と

その保護」では、天明四（一七八四）年「鰍沢村明細帖下書」や、文政四（一八二二）年の絵図などから、鰍沢河岸の「御蔵」とその周辺の構造を示している。また屋外に年貢米を積み置く場合に用いられる根太木が幕府から支給されるものであったとし、あわせて諏訪高島藩・松本藩の米蔵の位置を推定している。「諏訪領・松本領の貢米は江戸御廻米とならず、鰍沢河岸で御廻米問屋の手を得て払下げられたこともあった」とし、その米が穀問屋を経由して酒造業者の手にわたっていたことを述べている⁽⁶⁾。続けて青柳河岸・黒沢河岸の米蔵などの施設に触れ、その構造を推定している。「第三節 富士川船とその保護」では、「笹船」や「高瀬船」などと呼ばれた輸送船を取り上げている。船体の構造を説明したうえで、廻米に用いられた船が幕府から提供されたものであったことや、船の新造が天明年間以降に廃止されたことなどを述べている。「第四節 舟路の瀬堀と費用」では、洪水によって発生した浅瀬の浚渫を領主に普請を願い出た事例に触れ、小規模工事は船頭の負担でなされたこと、三河岸が浚渫にかかる費用を割合によって負担していたことなどを指摘している。「第五節 拝借金について」では、船頭の困窮に対して貸与された拝借金を幕府による「河岸の保護育成」として位置付けている。また年貢米輸送の責任を負った上乗についても簡単に説明がなされている。「第六節 公用交通」では、江戸に運ばれる年貢米以外の物資については甲州街道を利用したものかと推測したうえで、富士川水運を用いた公用の輸送として駿府目付の通行に着目し、鰍沢町役場資料の「御用留」をもとに、その経費負担について分析を加えている。そこでは、目付の通行にかかる経費は村方と船方が二対一の割合で負担することを示し、幕末になるにつれ役人の往来が増え、村や船頭の負担が大きくなっていったと推定している。「第七節 番賃・船下げ賃」では、幕府から支給される廻米保管時の番賃や運賃について、番賃が一俵一文と変わらなかったのに対し、川下げ運賃は短期間で変動し、なおかつ時代が下るにつれて減額されたことを示している。「第八節 運上金納め」では、運上金

の上納が宝暦期からみられることを示し、「河岸機能の進歩」をその背景としている。また船数に依じて運上が課され、それが一艘あたり二八〇文から九〇文であったとする。さらに他所の所屬で三河岸に所屬する船（属船）・（附船）は河岸の支配下に置かれたと推定し、河岸に所屬する「所船」・「地船」とともに運上を上納していたとする。「第九節 商業物資の運輸」では、三河岸が富士川水運における商用輸送を独占する条件として、運上の上納と廻米などの公用輸送の負担があつたとし、商用貨物の輸送が河岸の経営の柱であつたとしている。また明治六（一八七三）年に三河岸が藤村紫朗に提出した「富士川通船之儀ニ付奉申上候」の内容から、下り船の運賃、一艘の定員・積載量などを推定し、幕末期に敷衍して理解している。特にここでは「一、下り荷」と「二、上り荷」の項を立て、「下り荷」として竹や生糸、米など穀類、薪炭、真綿、寒天、木製品などを指摘している。また穀類が巨摩郡北部や信濃国などから運ばれたものとし、特に諏訪方面からの中黒大豆や蕎麦、寒天について述べている。信濃国産の米については、「信州米の多くが三河岸を通して運送されたことは明か」とし、巨摩郡北部の米が他国に移出された可能性も示している。さらに紙の原料である三桎が、河内領から三河岸に荷揚げされ、そこから市川大門や西島に運ばれたのではないかと推定している。「上り荷」では、畳表、砂糖、「ホシカ」（干鰯）、天草、塩、原綿、葉煙草、石油、藍玉、生魚、乾物、油粕、豆粕、雜貨などをあげ、その多くが甲府に送られていたことを示す。「第十節 御廻塩について」では、富士川水運以前には、塩は沼津往還によって御坂峠を越えてもたらされたとし、水運によって輸送が容易になり、多くの量を運ぶことができるようになって、運賃も軽減されたとしている。ここでもさらに項目を立て、「一、甲州御廻塩の種類と数量」では、『西郡地方誌』を根拠に、富士川水運で移入され、鰍沢で包装しなおされた塩が、甲州で「鰍沢塩」と呼ばれたという逸話を紹介している。また、文政年間の史料などから、これ以前から竹原塩・波止浜塩が運ばれていたことと、これ以降に才田塩・

赤穂塩が運ばれるようになったことを推定している。さらに安政年間には紀州や「坂井出（坂出）」産の塩も移入されていることを示している。続けて『山梨県統計書』をもとに明治一八年から同三四年にかけての塩の移入石高と元価を一覧にして、明治二二年の東海道線開通が、山梨への食塩輸入数量に影響したのではないかと推定する。また明治二一年以降、鰍沢河岸の移入金額全体に占める塩の割合が低下していくことも述べている。「二、御廻塩取扱について」では、塩荷物が廻米に準ずる扱いを受けていたとしたうえで、清水湊における塩問屋・塩賄問屋の塩の取り扱いについて紹介している。富士川運輸会社の創業者遠藤聡知とその婿の隆吉の略歴に触れ、富士川運輸会社では塩の輸送費用である賄料を船頭が負担していたことを示した。また大俵に入れられて鰍沢に運ばれた塩が、「小揚げ」という人足によって蔵に収められ、「塩縊り」によって桔梗形に包装がし直されて、取り扱い問屋の荷印を捺されて甲斐国・信濃国へ売りさばかれたとしている。

「第五章 御廻米の川下げ」は、富士川水運の中心を占めたと考えられる年貢米輸送について述べている。「第一節 御廻米の開始期」では、甲斐国からの江戸廻米の開始時期について、鈴木直二の寛永九年説を支持し^⑦、徳川忠長領から幕領となつたのを契機として廻米輸送が始まったと推定している。また三井高陽『日本交通文化史』^⑧や大山敷太郎「近世に於ける富士川舟運の発達」^⑨が、富士川水運が開鑿されたのは年貢米輸送を目的としたと位置づけているのに対し、富士川水運が慶長一二年に始まったとすれば、寛永九年の廻米開始までに二五年、慶長一七年としても二〇年が経過した後であることから、「通船の目的が必ずしも貢米廻送ではなかつた」、「当時幕府最大の財政収入である年貢輸送には深重を要したものであつた訳ではあるが、舟運開始から貢米廻送の開始までの間に期間があり過ぎる」として疑問を呈している。「第二節 廻米川下げの状況」では、さらに項を設け、「一、貢米川下げの手續」として、『甲斐叢書』第一

卷⁽¹⁰⁾に収められている「甲国廻送米記録」をもとに、年貢米の輸送がすべて村役(百姓役)であったこと、俵拵えが三重になされたことなどを述べている。また「二、孤の供出」では、明治四年「御米舟下帳 河原部河岸出役」⁽¹¹⁾をもとに、逸見・武川両筋の廻米輸送について検討し、村々から年貢米と孤が供出されていることを示している。村方からの川下げは、ほとんどが三河岸の船頭によって行われており、その運賃が五里以内は村の負担、それ以上は駄賃が支給されたと述べている。「三、津出し」では、期日までの年貢納入自体が農民にとって負担であったとしたうえで、年貢米を入れた俵につける札を検討している。さらに年貢米の納入がいかに厳重に行われていたかを示し、右の「甲国廻送米記録」から、河岸に廻送された米の改めの手順を説明している。続く「三、川下げ」では、郡中惣代原田弥市右衛門家の記録から、廻送中の米の減損については、船頭が蔵前の張紙相場によって金納することとされていたことを示す。また富士川中の難所「天神ヶ淵」⁽¹²⁾までに難破した場合には、船が所属する元河岸の役人が管轄し、それ以降岩渕までの間に難破した場合は、十島番所の役人が担当することとされていたとしている。続けて廻米と塩など上り荷では、減損時の取り扱いに差があったとし、不足分は清水湊で買納めにさせるのが仕来りであったという。岩渕で陸揚げされた廻米は、御米置場で貫目・升入改めを受け、不足分については船頭が弁償することになっていた。岩渕からは陸路で蒲原に運ばれて改めを受けており、この際の不足分は岩渕の間屋が弁済している。蒲原から清水湊に廻漕され、また改めを受ける。ここでの不足分は蒲原の間屋の負担であった。このように何度も積み替えをしなければならなかった理由について、本書では「当時の船体構造によ」って「航海はできなかった」ために岩渕での陸揚げを必要としたと推定している。「五、番船と浅草御蔵納め」では、清水湊から江戸浅草までの輸送を取り上げている。その廻漕に用いられる船を「番船」といい、出船の際に混雑や危険を防ぐために順序づけて出たことからそう呼ばれたとしている。清水湊か

ら浅草まで八日半かったとされることや、蔵前での納入の手続きなどがまとめられている。「第三節 御廻米と行政」も項が設けられ、「一、貢米と行政」では鰯沢の支配状況を整理し、駿府代官の廻村について詳述している。その廻村が検見の場合と普請状況の見分に分けられるとし、川筋の普請がどのように進められたかについて説明する。「二、御出役」では、文化三(一八〇六)年以降、毎年秋から冬にかけて、鰯沢などの三河岸と岩渕、蒲原浜、清水湊には、代官所から手付や手代が出役として派遣されるようになったとし、出役の職務や制度の変遷を追っている。「三、御廻米取締と郡中惣代」では、鰯沢河岸にのみ設定された「御廻米取締役」が青柳喜平次家に世襲されたことを示し、青柳・黒沢の両河岸で廻米問屋が世襲されたこととの対応を指摘している。また郡中惣代についても廻米御用の必要から設けられたものとしている。「四、出役名主・江戸納め名主」では、出役名主の職務について、廻送途中の岩渕・蒲原・清水の改めに立ち会い、不足分の保証をしたのではないかと推定する。これが江戸浅草では江戸納め名主と呼ばれたとする。「五、宰領・上乘・小乗」では、陸運の責任者を「宰領(才領)」、水運の責任者を「上乘」とし、輸送業務を請け負う業者として位置付けている。「小乗」については問屋に所属する輸送業者とされているが、「上乘」との区別は判然としない。「第四節 御廻米問屋」では、水運の開始時期と三河岸の米問屋の設立をほとんど同時とする大山敷太郎説を批判し、年貢米上納のための問屋制度が先にあったとしている。鰯沢の廻米問屋は一年交代であったが、青柳では太郎左衛門家、黒沢では茂右衛門家が世襲で務めるという違いを指摘し、その職務を説明する。また年貢米取扱の経費については岩渕・蒲原・清水では問屋の負担であったが、三河岸は村が負担したという。さらに番賃を問屋世話料と位置づけている。「第五節 御廻米問屋をめぐる紛争」では、三河岸が廻米輸送を負担する代わりに商用物資を相対賃銭で輸送する特権を認められていたとし、廻米問屋はその中心として特権を独占していたという。「三、松本問屋引請けの経緯」では、

諏訪高島藩・松本藩領から運ばれてくる米の廻漕について述べている。さらに文化六（一八〇九）年に弥市右衛門が松本米問屋を引き受ける経緯や手続きについて整理し、その職務は甲斐国の廻米問屋と大きな違いはなかったと述べている。以上が青山靖『富士川水運史』の概要である。この後に天平勝宝元（七四九）年から昭和三三（一九五八）年に至る「富士川水運史年表」と、九四点にのぼる「富士川水運史資料」が掲載されている。

二、『富士川水運史』の成果

右にみた通り、『富士川水運史』は、刊本だけでなく、地元にも伝わる多くの古文書を用いながら富士川水運の歴史から河岸の構造、水運の仕組みまで幅広く説き起こしたものである。多岐にわたる論点を一つ一つ丁寧に解き明かそうとする姿勢が、文章の端々から伝わってくる。その掘り下げは十分といえない部分があるにせよ、富士川水運の総論として、現在も同書はその価値を失っていない。

本書でもっとも注目されるべきは、やはり富士川水運の構造を詳説した第四章であろう。三河岸の特権に始まり、河岸の施設、船の構造と通路、金融、公用輸送と運上金、商い物資と塩など、富士川水運に関する主要なトピックが網羅的に示されている。他地域の水運との比較に必要な様々な情報について、多様な史料から描き出している。その意味で、本書は全国的な水運史研究の中に、富士川水運を位置付ける手がかりとなったはずである。

また、青山氏の、特に鰍沢に対する郷土愛的な思い入れも、本書の趣をより深いものになっている。本書の冒頭、序の書き出しが「〇坊やはい子だ 泣くじやないぞ 泣くと鰍沢の 川へ流す」という、「東郡地方に唄われる子守唄」から始まるあたりに、青山氏による鰍沢地域への思い入れが込められているのではなからうか。下柚木（現甲州市）出身の青山氏は、教員として赴任して以降、鰍沢に強い思い入れを持つようになったのだろう。ほかにも序や跋には鰍沢にまつ

わる子守唄や短歌などがふんだんに引用され、抒情的な風情を感じさせる。

また青山氏は、序で「舟運三百年が、鰍沢の過去の夢としてのみ終わつてはならない」と述べ、町史編纂を鰍沢の「第二伸展期」の象徴としてとらえている。自治体史編纂が地域にとって持つ意味についても、非常に大きな示唆を得られる一書である。

三、『富士川水運史』の課題

『富士川水運史』の成果は、ともかくその網羅性にあった。しかしながら、一つ一つの事柄は必ずしも十分に掘り下げられているとはいえない。あわせて、他の水運研究で明らかになっている情報が、必ずしも明らかになっていない点も多い。たとえば三河岸それぞれの職業構成および職業別人口、村役人の性格や役目、河岸問屋の成立時期やその社会的地位、荷物・旅客輸送の割合、河岸のよって立つ経済的基礎、河岸問屋と他職との関係、河岸と船頭の関係など¹³、あげればきりが無い。もちろんこれは一人青山氏の責に帰せられる問題ではなく、筆者にもその責任の一端があると認識している。富士川水運の場合、それらを示す史料に恵まれないわけでは決してない。逆に史料が豊富すぎることで、調査研究の担い手に恵まれなかったためにこれまで追及が深められてこなかったといわざるをえない。

青山氏の鰍沢に対する思い入れの反映であろうか、叙述に使用されている史料が、刊本を除けば鰍沢近辺のものが中心である点も、本書の課題のひとつである。今のように多様な史料に簡単にアクセスできる時代ではなかったとはいえ、史料の所在の地域的なたよりが、青山氏の鰍沢への強い思い入れと相まって、過剰な地域礼賛につながっているように受け取れなくもない。地域の歴史の叙述は、もちろんその当該地域に残された史料から迫ることも必要ではあるが、他地域との関係や比較を考えれば、できるだけ広い地域の史料への目配りが求められよう。

いっぽうで、鰍沢地域に残された史料だけでこれだけの叙述ができてくることもまた事実である。先にも述べたように、富士川水運に係る史料は決して少ないわけではないのである。

重箱の隅をつつくようではあるが、行論や史料解釈にも疑義がないわけではない。例えば河原部新河岸をめぐる問題で⁽¹⁴⁾、河原部村への新河岸設置許可に対し、三河岸が連携して提起した訴訟について、黒沢河岸が願下げを行い離脱したことをとらえ、これを「三河岸の中黒沢河岸のみは河原部新河岸設置を承認した」(七六ページ)と、黒沢河岸が河原部新河岸設置に賛意を示したようにとれる記述がある⁽¹⁵⁾。右に触れた通り、黒沢河岸はあくまで訴訟を取り下げたのみであり、そのことを新河岸設置への「承認」を示すものとは位置づけられないのではないか。

また三井高陽や大山敷太郎の説を批判した箇所では、富士川水運の開始時期と廻米の開始時期のずれから、富士川水運の開鑿は年貢米輸送のためではなかった、と論じている。その点では首肯しうる指摘であるが、別の箇所では荷物の運賃や蔵敷(保管料)が目的であったとも述べている。しかし富士川水運の荷物には商人が買い取って輸送し、売却益を手にする買積もかなりの割合で存在したと考えられ、そうした商い荷物の取り扱いがどうであったのか、問われなければならないだろう。三河岸が富士川の通船を独占し、大きな利益を得たのは、廻米ではなく商い荷物を扱ったためであった。富士川水運といえば廻米の川下げばかりが目されるようにもみられるが、経営的には廻米はそう利益のあるものでなく、地域経済を支える柱は商い荷物であったはずである。そこにこそ、富士川水運が開かれた理由が存在するのではあるまいか。廻米輸送が現時点では寛永九年をその初見とするとすれば、松平忠長支配期に、すでに商用利用されていた富士川水運が、廻米輸送のために利用されたにすぎないという見方もできるのではないか。せつかくその他の荷物と廻米輸送とを章立ての段階で明確に区別しているにもかかわらず、行論中でその視点が活かされなかったのは残念である。

他にもいくつか疑念を禁じ得ない箇所があるが、これらは筆者ら後進が引き受けて、本書を超える成果を出すことで、青山氏の学恩に報いることとすべきだろう。

おわりに

最後になるが、本書のもう一つの意義として、関連史料の活字化をあげておきたい。巻末に収められた「富士川水運史資料」⁽¹⁶⁾では、九四点の史料について年代と所蔵者及び本書での掲載箇所を一覧にしている。青山氏が「凡例」で示している通り、「鰍沢が中心」、「資料が(中略)年代的にかた寄つてしか見られず、原田家を中心にした文化年間が主となつてしまつた」、「水運史としても御廻米が富士川運送の中心であることから主として貢米関係であつた」などの問題点はあるにせよ、原田弥市右衛門家を中心に、鰍沢・増穂町役場所蔵のものなども含めて収集・採録されている。内容も必ずしも年貢米輸送にかかわらない、村政に関するものも多く、この成果がこれまで活用されているとは言い難いが、貴重な成果であることは間違いない。これらの史料の今後の活用も、大きな課題である。

右に見たように、『富士川水運史』の内容は非常に多岐にわたる。それゆえ、筆者が誤読・誤解している箇所も多々あるのではないかと危惧している。不明を恥じるとともに、今後の調査研究の継続と成果の発表により、筆者の責をふさぐこととしたい。

註

(1) 用語としての水運は、海上輸送(海運)と河川・内水面を用いた輸送の総称であり、舟運との区別はほとんどないといつてよい。これ以降検討する『富士川水運史』でも、あるいはその他の先行研究でも、その区別はきわめて曖昧であり、混用されているというのが現状である。ただし富士川の場合、川に堰を設け水を溜めておき、材木を浮かべて堰を切り、一気に押し流す「鉄砲出し」などのように、必ず

しも舟によらない輸送も見られるため、本書では川の水を用いた輸送、という意味を込めて水運という語を用いて表記する。

- (2) 一九九六年三月に刊行された『鰍沢町誌 上巻』には、本書の内容がそのまま採録されている。また青山氏の遺稿となった『甲州廻塩史』も収録されている。

- (3) 書評ではないが『日本歴史』一三六号（一九五九年一〇月）に、奥野高廣氏による新刊紹介が掲載されている。

- (4) 文は林家辰三郎『角倉了以とその子』（星野書店、一九四四年四月）から引用している。

- (5) いずれも富士川町指定文化財。現在は富士川町歴史文化館塩の華に展示されている。

- (6) なお、本報告書史料編に翻刻を掲載した「松本御米仕切帳」によれば、松本藩から鰍沢河岸の米問屋が引き受けた米は、大半が鰍沢近辺で売却されていた。拙稿「鰍沢における米取引―「松本御米仕切帳」の分析を通じて―」（『山梨県立博物館研究紀要第一七集』二〇一三年三月）参照。

- (7) 本書中では典拠となる論文は示されていないが、鈴木直二「富士川米穀通船史」（『社会経済史学』七巻第九号、一九三七年二月）であろう。ここでは鈴木氏所蔵の安政四年「乍恐以書付御訴訟奉申上候」が引用されている。

- (8) 地人書館、一九四二年五月。

- (9) 同名の論文は確認できなかったが、大山の論文から引用されている一文は、大山『近世交通経済史論』（柏書房、一九六七年三月）の「第十章 富士川舟運の発達」、「第四節 運営」の「一、幕府の保護助成」に「徳川幕府がこの富士川の舟運に期待したのは、主としてその直轄地であった甲斐国一円の「御城米」輪漕（「江戸御廻米」及び「駿府御詰米」）に在った」として確認できる。

- (10) 甲斐叢書刊行会編、第一書房、一九三四年九月。

- (11) 同史料は現在山梨県立博物館の所蔵となっている。小沢家文書、歴―二〇〇五―〇四二―〇〇〇一―一〇。

- (12) 同書で引用されている享和三年「廻米仕法書覚」では「天神ヶ滝」となっており、その名の方が広く知られている。現在の富士川町箱原近辺とされている。

- (13) たとえば横山昭男『近世最上川水運と西廻航路―幕藩領における廻米輸送の研究―』（吉川弘文館、二〇二〇年五月）などを念頭においている。

- (14) 河原部新河岸設置問題については、本書掲載の別稿を参照されたい。

- (15) なお七八ページでは「黒沢河岸のみが了承した原因については後段に考えてみる」としているが、九二ページなどこれ以降に黒沢河岸について触れた箇所のでこのことについて述べている部分を確認することができなかった。

- (16) 『鰍沢町誌』および本書を採録した一九九六年版『鰍沢町誌』には、年表及び当該史料翻刻は掲載されていない。

河原部新河岸設置問題と三河岸の動向

中野賢治

はじめに

富士川水運の甲斐国内の拠点である三河岸では、その主要な業務である廻米輸送を中心に、船を用いた輸送については特定の廻米問屋が差配することとされ、それ以外の船主の営業は厳しく制限されていた⁽¹⁾。天保年間から嘉永年間にかけて持ち上がった河原部村（現韮崎市）への新河岸設置問題は、こうした状況が大きく影響を及ぼしていた。

河原部新河岸設置問題について、専論はほとんどない。その数少ないひとつである『鰍沢町誌（上巻）』⁽²⁾第四編第六章「河原部新河岸」第五節「河原部新河岸故障一件」および第六節「駕籠訴」によって、経緯を整理しておきたい。天保一二（一八四一）年からはじまった幕府の株仲間解散令の影響で、天保一四年九月に河原部村への河岸新設が認められた。このころ青柳河岸では、太郎左衛門家が代々家職として廻米問屋を受け継いできたが（「定役」）、それが小前百姓による入会河岸へと変わりつつあった。一方、鰍沢河岸では慶長以来廻米問屋役が村役人によって務められており（「村請」）、天保期には逆に廻米問屋職の固定化の動きがみられたが、結局鰍沢河岸では固定的な廻米問屋職は認められなかった。問屋仲間による営業独占の排除をうたった天保改革によって、名目上は誰でも河岸稼ぎができるようになったものの、実際に船を持ち、様々な荷物の取引を行うのにはやはり旧来の問屋の力が必要であった。望月氏によれば、嘉永元（一八四八）年十一月、鰍沢河岸が勘定奉行松平近直に駕籠訴を敢行したことを契機に、河原部村などの村々が「吟味下げ」を願い出て、「この一件は落着」したという⁽³⁾。

河原部新河岸をめぐる望月氏の論考は、様々な史料を駆使して三河岸内部の事情を抉り出しており、様々な事実を明らかにしている。しかしながら、肝心の河

原部村側の史料が用いられていないため、たとえば「ここ」（引用者註：河原部村）に河岸場の出来をみては、宿場河岸としての鰍沢河岸はもちろんのこと三河岸は全くその立場を失い、甲府の商人とても少なからざる影響をうける」、「河原部村への新河岸設置は、それによって三河岸の独占を排し、既設の河岸との競合をはかり、ひいてはそれが物価引き下げにつながることをねらったもの」といったように、三河岸側の史料のみから立論されたために、河原部新河岸の設置による影響を実際よりかなり大きく見せる表現が散見されるように思われる。

しかしこの問題について考えていくとするならば、河原部村側の主張にも目を配る必要があるだろう。そこで本稿では、主に河原部村側の史料によって、当該事件の流れを追っていきたい。

一 河原部新河岸設置問題の背景

元文年間（一七三六～四一）に河原部（現韮崎市）に河岸が設置されたとみられることについては、辞典類などにも記載があるが、その根拠は慶応三（一八六七）年の「河原部村御用留」など後世の史料であり⁽⁴⁾、設置の時期についても「元文年間以前」とされることが多く、その詳細はわかっていない。その元文年間の状況をうかがわせるのが、次の史料である。

〔史料1〕⁽⁵⁾

差上申一札之事

一、逸見・武川両筋村々御廻米舟下ケ之儀奉願、被仰付候二付、村々々河原部村江附出候御廻米、拙者共村方之者立会請取候節、貫目掛等も不仕、直二船下ケ可仕候、其日積下ケ不被成、河原部村河原二差置候ハ、村

方々附添参候宰領之ものも拙者共同様御米番為仕、翌日ハ雨天ニ無御座候ハ、早々積下ケ可申候

一、右御廻米拙者共積下賄被仰付候ニ付、御米溜小屋河原之内^江かけ番小屋等しつらい、昼夜不明様ニ大切ニ相守、火之用心等念入可申候事

一、御廻米河原ニ溜置候節、盜賊ニ被取候^而、又ハ紛失仕候歟、万一出火之節焼失為致候ハ、村々宰領之もの附添罷在候共、拙者共無念ニ御座候間、村方之損失ニ掛不申候、何程ニ^而も拙者共引請、急度弁納可仕事

一、御廻米一艘二十八俵分二十俵程宛積候由ニ候間、船四・五艘程宛之諸船ニ村方もの乗候^而、鰍沢河岸溜藏^江相納させ可申事

一、雨天ニ^而御米溜置候節、小屋もり等ニ^而沢手色替等出来仕候ハ、拙者共引請俵直シ仕、村方之難儀かけ申間敷事

一、村々御廻米附出請取候節、改方非分之義仕間敷事

一、村々勝手を以鰍沢河岸迄御廻米陸附致し候分ハ、其村々勝手次第ニ為致可申事

一、御廻米俵下運賃直段御役所へ書上置可申事

一、御用ニ付御役所^江罷出、御数相掛候歟、又ハ河岸役所等被仰付罷出候節ハ御米溜藏へ差出候名代之もの致吟味、不埒成もの差出申間敷事

右被仰渡候趣相背申間敷候、尤両筋村々為御救之御吟味之上被仰付候間、拙者共御廻米積下候、賄仕候上ハ、運賃直段等高直致、或ハ村々相對を以駄穀買調、御廻米拵致積下、私欲ケ間敷儀仕候ハ、何分之越度可被仰付候、其節一言之御訴訟申上間敷候、為其一札差上申処仍^而如件

元文五年申十月

河原部村

吉左衛門

上黒沢村

吉田久左衛門様 平左衛門

御役所 谷戸村

四郎兵衛

右之通逸見・武川両筋村々河原部村ハ鰍沢河岸^江御廻米積下奉願、右賄之義、右三人之者共^江被仰付候ニ付、被仰渡候趣奉承知候、右御廻米溜小屋、河原部村河原之内しつらい差置候ニ付、河下中ハ拙者共も諸事心ヲ付、御米取揃候節、人足等差出候ハ、常々実体成もの申付不埒無之様ニ仕、勿論右御廻米川下中ハ、別^而火之用心等村中之嚴敷申触、風烈敷節ハ村中代々相廻り、火之元吟味可仕候、万一出火等之節ハ御米小屋へ相詰、相防可申候、無勢いたし焼失仕候歟、又ハ盜賊等参候節、唱ヲ立候^而も不出入候御米紛失有之候ハ、御吟味之品ハ拙者共急度越度可被仰付旨被仰渡奉長候、右被仰渡候趣、拙者共申合少^茂相背申間敷候、為其奥書印形指上申処仍^而如件

元文五年申十月

河原部村

名主

長百姓

これは、元文三（一七三八）年から文化七（一八一〇）年までの記述を含む河原部村の「諸願書写」に収められた史料である。（史料1）として引用した部分では、元文年間における河原部村における廻米輸送について記されている。これによれば、逸見・武川両筋の村々の年貢廻送について、これ以前に河原部村が願い出て認められており、村々から河原部村に運ばれた年貢米は、河原部村の村役人の立ち会いのもと引き渡され、貫目改めなどの確認もなく、そのまま船に乗せて釜無川を鰍沢まで下されていった。何らかの事情で川下げが行えないときには、河原部村の河原に米を置き、年貢米を納める村から付き添ってきた宰領と、河原

部村の者が米の番をし、晴れた日を選んで川下げを行っていた。河原部村から鰯沢までの廻米輸送にかかる経費は河原部村が負担することとされ、「御米溜小屋」を河原部村の河原にかけ、番小屋なども設けて昼夜問わず番を行い、火の用心にも念を入れていた。河原に置かれた米が盗難にあったり、紛失・焼失したりした場合には、川下げ以前であるので村方の宰領も村にいるはずであるが、彼らの責任とはせず、河原部村が責任を取って弁納を行うこととされていた。廻米は一艘につき一八俵から二〇俵ずつ積むことになっているので、四・五艘の船に河原部村の者が乗り、鰯沢河岸の溜蔵へ納めることとしていた。雨などにより小屋に置いてあった米が濡れるなどして俵を替える必要が生じた場合には、河原部村が引き受け俵を直すこととし、年貢を納める村に負担をかけることはないこととされていた。村々から送られてきた年貢米を受け取る際には不正をせず、それらの村々が自ら鰯沢までの廻米を陸送する場合にはその通りにさせ、廻米の川下げの経費は代官所に報告すること、用事があつて代官所へ出頭し、手数をかけさせる場合、あるいは河岸役所での勤務を命じられて出勤させる際には、御米溜蔵へ出勤する名代の者が吟味をし、不埒な者を派遣しないようにすることなどが指示されていた。これに背くことはないとし、逸見・武川両筋の村々の御救のため、吟味して仰せつけられているので、廻米の川下げについて、運賃が高騰しても、村々の相対で米穀を買い調えてでも廻米を川下げし、私欲がましきことがあればどんな処分でも受け、一言の言い訳もしないとしている。

すなわち元文年間、遅くとも元文五年段階では⁽⁶⁾、すでに河原部村に廻米の拠点が置かれていたらしい。ただしそれはあくまで鰯沢までの輸送の中継点でしかなく、年貢納入の際に必要とされる手続きである俵の改めなどを河原部村で行うことはできなかった。河原部村では米の置き場の提供や昼夜の番、廻米輸送の経費、あるいは逸失時の弁償といった大きな負担がありながら、逸見・武川両筋の村々のためとして、それを受け入れていたらしい。

しかし河原部村にとって、その経費や米の管理にかかる責任・手数はやはり大きな負担であった。これがのちに廻米だけでなく、商い荷物も扱うことができる河岸場の設置を求める前提となっていたものと考えられる。

二 河原部村にとつての河原部新河岸設置問題

元文年間に開かれた河原部河岸は、右にみたような無理のある運営が問題となつたためか、その後使われなくなり、牛馬での輸送が行われるようになったという。〔史料二〕は、弘化二（一八四五）年九月に「北組⁽⁷⁾」村々が提出した願書である。

〔史料二⁽⁸⁾〕

口上書之覚

小林藤之助御支配之内甲州巨摩郡河原部村々北方、信州諏訪・佐久両郡最寄八十二ヶ村之義^者北組ト唱へ、山附辺びニ、万端不宜由之土地ニ付、年々御物成江戸御廻米帳合并貫目枘廻米御改請候鰯沢河岸ヲ隔候事、凡五里合十里余も有之候所、元文之度迄^者同村地内釜無川通字船山頭^江河岸場相立、御米^者不及申ニ、売荷物等迄運送仕来候所、孰之故哉不相分候得共、其後相止、都^而牛馬駄附ヲ以運送いたし候様相成候所専一、御年貢米村出不撈取、依^而御不益相立、郡中入用も多相払、村方ニ^而も非道其外安心不仕候ニ付、寛政之度願上御聞済之上、右河原部村分内あざ本三保落合^江御廻米而已之河岸場相立、鰯沢・黒沢・青柳・三河岸分返之船為曳登川下ヶ上納仕来候得共、売荷物一切不為積取候ニ付、運送賃銀相嵩、郡中一同難義ニ付、河原部村^江三河岸同様之河岸場相立候て、北組^者勿論、同御支配所之内ニ^而も川附村其外又^者其余市川附并信州路迄も相関、格外弁利ニ相成候得共、運上金上納仕来候河岸ニ付故障^者曆前之儀、第一御願上も不仕罷返候折柄、去ル寅年中河岸場之儀、是迄之仕来ニ不拘、いつれの河岸ニ^而も都合宜敷場所ニ^而船積・水揚げいた

し、運送賃銀相減候様可仕旨被仰出候趣、御婦水二御座候二付、河原部村二御支配御役所^江願上御取調之上伺二相成候所、翌卯年壬九月中御下知済之段被 仰渡新規河岸場御取立旨、御請証文被仰付候所、右鰯沢・黒沢・青柳三河岸之者共渡世薄々別^而鰯沢之義^者一村難立等ト駈立、同様種々大造二申儀御支配^者勿論、甲府御勤番^江も多人数ヲ以駆込附等仕、御奉行所^江も度々奉嘆願候趣二^而、前書御下知済^二罷成候得共、何分通船不相成候二付、河原部村并郡中二^而も重御役人中様方^江御駕籠御訴訟等数度仕候得共、其時二御支配^江御引渡二相成り、無捩差扣罷在候所、去ル巳年中鰯沢・黒沢・青柳三河岸之者共儀、松平河内守様御奉行所^江被 召出候趣承知仕、然上^者彼等二も勝手様之儀奉願上候^者勿論之儀二^而、万一河原部河岸通船御見合等二相成候^而郡中村々の前之弁利ヲ失ひ、加之代々御仁政其節仕候様成行、恐入嘆敷義二付当節御差出、又^者御取調之上早速御伺被下置候共、両様之内御取斗奉請度段、絶^而御支配^江申立候所、先般差出儀相伺置候得共二今御沙汰無之、殊更御奉行所二^而も折角御取調中之趣二付、可差扣旨只管被仰聞候儀二有之、然所三河岸之者共、追々御吟味之上、黒沢河岸儀^者是迄故障申上候段心得違之旨ヲ以御願下ケ仕御聞済之上帰国いたし、鰯沢・青柳両岸之者共^者、精々御理解中之趣承知仕、心得中御廻米御出已前二も差掛り候間、数十ヶ村大小百姓当然之弁利二付、御役人様御駕籠御訴訟申上候所、御取調中之旨ヲ以願書御下ケ御支配^江御引渡シ相成候二付、村役人共小前之者共^江夫々申論、同年御廻米之儀^者仕来之通りヲ以漸々上納皆済仕候得共、最早当年二至候^而、いかゞ共申聞方無之、此上御駕籠訴等仕候も重々恐入、且^者諸難用旁手段尽果当惑至極ニ罷在候所、此度御勘定石川新助様御普請役代服部権丞様河原部河岸為御見置被成仕越候二付河原部村并右北組八十三ヶ村二^而も若干弁利之次第、連印ヲ以歎願仕候所、一同御取上二不相成、然所御役人様方御帰府之上^者、此一条孰共御免許御沙汰可有御座候儀^江奉致候間、左二箇条ヲ以奉申上候（後略）

小林藤之助の代官所のうち、巨摩郡河原部村より北方、信濃国諏訪・佐久郡境の八二ヶ村を北組と称しているとし、これらの村々は山付の不便な土地であり、毎年の年貢について江戸への廻米の帳合や貫目改めなどを受ける鰯沢河岸から五里から一〇里ほど離れている、元文年間までは河原部村のうち釜無川沿いの字船山頭というところに河岸場を設け、年貢米や商い荷物を運んでいたが、どういわけかはわからないが、あるときからその取扱いがなくなってしまう、すべて牛や馬に背負わせて鰯沢まで運ぶようになっていた、これでは年貢米の輸送がはかどらず、郡中入用から支出される輸送費用もかさんでしまい、村にとっても心配ごとになっていた、そこでこのことについて寛政年間に願出たところ聞き届けられ、河原部村のうち字本三保落合に年貢米のみを扱う河岸場が設けられ、鰯沢・黒沢・青柳の三河岸から戻ってくる船を曳きのほせて、年貢米の川下げを行ってきた、しかし商い荷物を扱わなかったことから、運賃の負担が郡中にのしかかっている、そこで河原部村へ三河岸同様、商い荷物も扱える河岸場を設ければ、北組の村々はもちろん、同じ小林藤之助代官所のうちでも川に近い村やそのほかの村、また市川近辺や信濃方面の村々にとっても大変便利になるはずである、しかしこれはこれまで商い荷物の運賃や売り上げから運上金を納入してきた三河岸にとっては不都合なことであるので、願出たとしてもかなわなかった、去る寅年（天保二三年）に、天保の改革の一環として、河岸場についてはこれまでの仕来りにこだわらず、どここの河岸でも都合のよい場所船への積み下ろしをし、運賃を減らすように命じられた、これにより河原部村でも支配役所に願出て、調査を経たうえで伺いを立てたところ、翌卯年（同一四年）九月新たな河岸場の設置が認められたが、三河岸が渡世の障りになるといい、特に鰯沢は村が成り立たなくなるとして猛反発をみせ、市川代官はもちろん、甲府勤番にまで大人数で駆け込み訴えを行い、果ては勘定奉行に度々嘆願を行ったという、河岸場設置の許可はあったが、通船ができなかったため、河原部村や巨摩郡の村々が何度も駕籠訴

をするに至った、しかし結局は支配代官の裁定に委ねられ、しかたなく動きを控えていたところ、去る巳年（弘化二年）に三河岸の者たちが、勘定奉行の松平近直に呼び出されたことを知り、三河岸の者たちが勘定奉行に勝手なことを願ひ出では困るし、万一河原部河岸への通船が禁止されるようなことになれば、巨摩郡の村々は以前のような便利を失ってしまう、それだけでなく代々の御仁政が成り立たないという嘆かわしい事態になってしまう、また取り調べのうえさつそく伺いがおこなわれたが、有利な裁定を受けたいため、何度も代官に申立をしてきた、それでも先般差し出したことについて伺いをたてても御沙汰がなく、勘定奉行でも現在調査中であるとのことで動きは控えるようにと仰せ聞かされた、しかし三河岸の者どもが追々吟味のうえ、黒沢河岸についてはこれまで故障と申上げていたことが心得違いであるとして願ひを取り下げ、帰国した、鰍沢・青柳両河岸の者どもも、勘定奉行から説得をされているとのことで承知して心得ているなか、廻米の時期に差し掛かりつつある、数十ヶ村の大小百姓の便利につき、役人に対して駕籠訴を行ったところ、調査中であるとして願書を取り下げられ、代官に渡されたため、村役人から小前百姓たちにそれぞれ言い聞かせ、その年の廻米については仕来り通り河原部の河岸を使わずに行い、ようやく皆済したところである、今年の廻米にいたっては、どのように申し聞かせればよいのか、このうえ駕籠訴などをするのも恐れ入ることであり、手段が尽き果てて当惑至極である、このたび勘定所の石川新助の普請役代服部権丞が河原部河岸の見分に来ることになり、河原部村と北組合わせて八三ヶ村でも、河原部河岸の利便性について連印で歎願を行ったところ、まったく取り上げられなかった、それでも役人たちが江戸にもどってから、河原部河岸を認めるかどうかの沙汰があるはずであるので、以下の通り申し上げる、というものである。

河原部村には、元文段階で年貢米などの中継を行う施設が設置されていたが、寛政年間（一七八九〜一八〇一）に至るまでのどこかの段階で使われなくなり、

鰍沢まで牛馬で陸送されるようになっていた。陸送は水運に比べて経費がかかるため、年貢米の輸送を担う村々にとって大きな負担となっていた。このことについて寛政年間に願ひ出たところ聞き届けられ、河原部村内に年貢米のみを扱う河岸場が設置されて、三河岸からの上り船をここまで招き、年貢米の川下げを行うようになった。しかし商い荷物も扱うことができなかったため、経費の負担が重かった。そこで商い荷物も扱えるようにしてほしい、と願ひ出ている。しかしこれは三河岸の反発で実現しなかった。天保一三年、天保改革のなかで河岸場での自由な荷物の積み下ろしが認められ、代わりに運賃の減額が命じられた。これを機に河原部村では代官に願ひ出て、同一四年九月に新河岸の設置が認められた。しかしやはり三河岸が反発し、このときは特に鰍沢が猛反発を示し、管轄の市川代官所だけでなく、甲府勤番や勘定奉行にまで訴えを起こしたという。結局、河岸場の設置は認められたものの、三河岸の反発で船が調達できなかったらしく、河原部村などの村々はこれについて何度も駕籠訴を行った。弘化二年、三河岸が勘定奉行に呼び出されたことを知った河原部村は、勘定奉行から河原部村に不利な裁定が下されるのではないかと危惧し、勘定奉行に働きかけたが、うまくいかなかった。このころ、三河岸のうち黒沢河岸が願ひ出を取り下げた。また鰍沢・青柳のものに対しても、勘定奉行から訴えを取り下げるよう説得がされていると河原部村には伝えられたらしい。ここで河原部村は、廻米の時期を迎え、河原部の河岸を廻米に使いたいとして、新河岸設置の許可の確認をしているのである。

ここで、河原部新河岸設置問題を整理しておこう。元文年間にはすでに河原部村に河岸が置かれていたが、数十年の間に使われなくなった。その後寛政年間（一七八九〜一八〇一）に再び河岸の設置が許可されたが、ここでは年貢米の貫目改めや廻漕のみが認められているにすぎず、商い荷物は扱うことができなかった。そのため村や周辺地域の負担が大きくなり、河原部河岸での商い荷物の取り扱いとその利潤が望まれるようになった。三河岸が反発したのはこの時点である。す

なわち廻米の取り扱いとは三河岸にとって大きな問題とはされておらず、河原部新河岸が商い荷物を取り扱うか否かが争点であったことがわかる。

天保改革の株仲間解散令をうけて、河原部新河岸は代官に願い出て、商い荷物も扱うことができる河岸場の設置を認められたものとみられる。当然三河岸、特に鰍沢河岸はこれに強く反発し、管轄の代官以外、幕閣の要路にいたるまであらゆる方面へ働きかけを行い、これを差し止めに追い込んだのであった。いっぽう、黒沢河岸は訴訟の途中で訴えを取り下げている。この理由については判然としないが、河原部河岸で商い荷物が取り扱われるようになると、最も大きな影響を受けると考えられたのが鰍沢河岸であり、黒沢河岸には影響が少ないとみられたのではなからうか⁽⁹⁾。三河岸それぞれに管轄する領域が決まっていたとも言われている⁽¹⁰⁾が、甲信方面からの荷物を河原部河岸が担うようになると、鰍沢河岸の権益が大きく脅かされることになるであろう。

三 鰍沢河岸にとっての河原部新河岸設置問題

続けて、鰍沢河岸側の主張をみてみよう。嘉永元年十一月、鰍沢河岸から提出された歎願書の控えである。

〔史料3⁽¹¹⁾〕

乍恐以書付奉歎願候

福田八郎右衛門御代官所甲州鰍沢河岸惣百姓一同奉申上候者、小林藤之助様御支配所釜無川通上流同郡河原部村^江新規河岸場御取建之御沙汰二付、去ル卯九月中分右新河岸御取立二相成候^{而者}、古河岸之者共渡世二相放、難渋仕候間、三河岸起立富士川通船開闢より之旧記并右川筋^江新河岸場取巧願立之族有之候、度々古河岸故障之有無、御糺之上古河岸之差障二相成場所^者、是迄都^而御沙汰御止二相成候、始末書認右新河岸御差止之儀前々度々奉歎願候、此儀乍恐^(旨題)東照御神君様御上意ヲ以御建被為置候御主意柄ヲ以、右新河

岸御差止之儀奉願上候処、戸川播磨守様御勤役中、從御奉行所様被仰出、御勘定所様分内藤茂之助様御印状ヲ以、支配市川御役所^江被為在御達候趣^者、鰍沢河岸外二ヶ河岸之者共、御廻米積下抄取候様可仕者勿論、運賃諸掛等相減、可成丈諸色直段引下ヶ取斗候得^者、新河岸出来候二^度及間敷御沙汰二付、鰍沢河岸分駿州岩渕河岸まで川下御運賃永相減、諸掛等も右二准取斗候様被仰聞候二付、御廻米三十二俵積一艘二付川下御運賃永七百七十五文ツ、頂戴仕罷在候処、内永百六十文^者慶長年中分永統之冥加相弁、減永仕永六百十五文二而後御請負奉願上候処、願之通御下知相済、然上^者御趣意相立、先御差止二相成候方可然御沙汰之趣、去ル卯十一月中先支配高山又蔵様御役所二おゐて鰍沢・青柳・黒沢三河岸役人一同被召出被仰渡、是迄右新河岸御差留に相成居候間、全御差止^与安堵仕、御恩徳相守罷在候、然処今般^(傍注)「右一件二付、御前惣代一兩人、役人惣代兩人とも罷出、御遣し体頂戴罷出候書面ヲ以〇」○新河岸差止被仰付候儀^与安心罷在候処、此度^者河原部村之者共も一同被召出候由二付、実ニ安心難相成心痛之余り奉申上候、万一右新川御開二相成候^{而者}、当村御高千十七石三升六合、家数七百十七軒人別三千二百人余之者共、仕馴候渡世潤益二放、離散退転之者多、一村潰候外無之、然上^者御伝馬御用御差支^者不及申上、専一御年貢御上納之手当ヲ失、歎歎奉存候、恐多慶長年中分奉仰御恩徳、永統之河岸場今更衰微破滅相成候得^者、乍恐^(旨題)御神慮之程、何より以此段奉恐入候、一村退転二引替、歎息之余り奉申上候、右新河岸御取建御沙汰、去ル寅年中被仰出之御主意^者、若故障有之候ハ、可申出^与之御儀、乍弁在河原部村之者共願立^{与者}、乍申、古河岸故障有無御糺毛頭無御座御伺二相成候段、何共歎ヶ敷奉存候、殊ニ私共儀^者、先々御支配被成候御憐精解座無之次第^与、飽迄愚案仕候、既ニ私共村方之儀^者、去ル巳十二月中、新河岸差止一件、松平河内守様御奉行所御掛二^而、御調中、追^而御沙汰之旨ヲ以惣代共一同帰村被仰付罷在候処、又候今般右一件二付小前惣代一兩人、役人惣代一兩人

宛可罷出、御差紙頂戴罷在候処、御嚴重御利解之趣難黙止何共可恐入候次第
 二付右惣代之文御供御請難仕、万々一二も御横様替 被仰付候得者、一村潰
 二相成候程之小前困窮二可相成与奉愚案、精々御慈悲之御沙汰蒙致奉歎願候
 処、御信用二不相成、途方二暮候始末、国許^江申越候二付、一同驚人、人氣
 騒立、鐘太鼓打鳴、支配御役所^江御差当有之候様及混雜、就中重立候者共内
 寄相談仕候処、若歎願手後二相成候^{而者}、是迄奉歎願候詮無之、依^{而者}閑^与可
 罷在場合二有之間敷^与存、不取敢私共為惣代出府仕、不奉願恐奉歎願候、何
 卒格段成御賢慮ヲ以、去ル卯十一月中戸川播磨守様御勤役中御奉行所様^江被仰
 仰出、勘定所様^江内藤茂之助様御印状ヲ以、先支配高山又藏様御役所^江被仰
 渡候通被為御居置候様、御仁政之御沙汰幾重二も奉願上候、右願之通被仰聞
 召訳、御慈悲之御利解御座候趣^{与者}奉承知候得共、御横様二寄古河岸之小民潰
 候様可相成^与歎ケ敷奉存候、不奉願恐、飽迄奉歎願候より外無御座、何卒格
 別之御仁恵奉蒙度、挙^而奉願上候、以上

嘉永元年十一月 詰合

福田八郎右衛門の代官所である鯉沢河岸の惣百姓一同が申し上げるには、小林
 藤之助の代官所である釜無川の上流、巨摩郡河原部村での新規河岸場設置の沙汰
 につき、去る卯年九月中に新河岸設置が認められ、古い河岸の者たちは生業が成
 り立たず、難渋しているので、三河岸が設置され富士川通船が開かれてからの旧
 記や釜無川筋への新河岸場の設置を願うものがある、度々古くからの河岸の差し
 障りの有無を調べ、障りになるような場所には、これまで新しい河岸は全く設置
 されなかった、始末書をしたため、河原部の新河岸の差し止めについて度々嘆願
 を行ってきた、このことは恐れながら徳川家康の上意で三河岸が設置されたこと
 を踏まえ、河原部新河岸の設置を差し止めてくれるように願ひ出たところ、勘定
 奉行戸川安清の在任中、勘定所より内藤茂之助から市川代官所へ指示があり、三
 河岸は廻米の積下げがはかどるようにするのは勿論、運賃や諸経費を減らし、で

きるだけ様々な物の値段が下がるよう取り計らうので、新河岸は作るに及ばない
 という沙汰があり、鯉沢河岸から駿州岩渕河岸まで川下げの運賃を減額し、諸経
 費もそれに準じて取り計らうようにと指示があり、廻米三三俵積一艘につき川下
 げ運賃が七七五文であったところ、一六〇文を減額して六一五文で今後は請け負
 うとしたところ、三河岸の願ひ通り河原部新河岸の設置は沙汰やみとなった、そ
 うであるのでその趣意を立て、まず河原部新河岸の設置を差し止めるといふ沙汰
 について、去る卯年の一月中旬に先の代官高山又藏の役所で鯉沢・青柳・黒沢の
 三河岸の役人一同に命じられ、これまで河原部新河岸の設置は差し止めになっ
 いた、これでまったく差し止めになったものと安堵し、恩徳を守っていたところ、
 今般召し出された、河原部新河岸設置が差し止めになるのだらうと安心していた
 ところ、今回は河原部村の者たちも同じく召し出されているとのことで、安心で
 きず、心痛のあまりに申し上げる、万一河原部新河岸が開かれた場合、鯉沢村一、
 ○一七石三升六合、七一七軒、三、二〇〇人余りの者どもが慣れた仕事から離れ、
 多くの者が離散退転し、村がつぶれるよりほかない、そうなれば伝馬の御用に差
 し支えるのはいうに及ばず、年貢上納の手段を失い、嘆かわしいことである、恐
 れ多くも慶長年中から被っている恩徳として、永続するはずの河岸場が今更衰微
 破滅するようでは、恐れながら神慮も測りがたい、一村退転に引き換え、歎息の
 あまり申し上げる、河原部新河岸設置の沙汰について、去る寅年中に命じられた
 趣意は、もし差し障りがあれば申し出よとのこと、河原部村の者たちが願ひ出た
 こととはいひながら、三河岸の差し障りの有無の調査が全くないまま伺いをなさ
 れたことはなんとも嘆かわしいことである、ことに我々は、以前からの代官がし
 かたなくなさったことだと愚案している、すでに我々の村では、去る巳年の一二
 月から、河原部新河岸の差し止めについて、勘定奉行松平近直の奉行所に申し出
 て調査中であり、追って沙汰があるといわれて惣代一同が帰村を命じられた、ま
 たぞろ今般右の一件について小前惣代一兩人と役人惣代一兩人ずつが呼び出さ

れ、差紙をいただいた、嚴重な内容で黙止しがたく、承伏すべき内容ではあったが、なんとも恐れ入る次第につき、右惣代のお供をについてもうけがたく、万々一にも横様に替えを仰せ付けられれば、一村潰れになるほど小前が困窮してしまうと愚案いたし、精々御慈悲の御沙汰をこうむりたく歎願を申し上げるところ、信用されず、途方に暮れておる始末、国許へ申し越した、一同驚き入り、人々が騒ぎ立て、鐘や太鼓を打ち鳴らし、代官所から叱りを受けるほどの混乱であり、なかでも主だった者たちが相談をし、もし歎願が手遅れになった場合、これまで歎願してきた甲斐がない、安閑としている場合ではないとして、とりあえず私どもが惣代として江戸に赴き、恐れを顧みず歎願を申し上げる、なにとぞ格段の御賢慮をもって、去る卯年の十一月、戸川安清在任中に奉行所から命じられ、勘定所から内藤茂之助の書状により、先の代官高山又蔵の役所へ指示があった通り据え置かれるよう、仁政の御沙汰を幾重にも願ひ上げる、右の願ひの通り聞し召し分けられ、御慈悲の御理解をいただけるとは承知しているが、横様に寄せて古い河岸の小前百姓が潰れてしまうのではないかと嘆かわしく存じている、恐れを顧みず、あくまで歎願を申し上げるよりほかなく、なにとぞ格別の仁恵をこうむりたく、こぞつて願ひあげる。

河原部新河岸の設置によって、鰍沢河岸は極めて大きな影響を受けると考え、このような嘆願書を提出したものとみられる。文中で勘定奉行に召喚されたことに触れているので、おそらく勘定奉行に対して提出したものではなからうか。ここではまず天保一四年九月の河原部新河岸設置許可が問題とされ、鰍沢など三河岸の設置は「東照御神君様」こと徳川家康の命によるものとし、その三河岸の経営を圧迫する河原部新河岸の設置を差し止めてくれるように申し出ている。さらに河原部新河岸の設置による利点を排除するべく、三河岸側は運賃の値下げを提案した。鰍沢河岸はこれによって河原部新河岸の設置が沙汰やみになったと認識していることがわかる。さらに弘化二年に河原部村の者ともども召喚されたこと

に對し、河原部新河岸が開かれた場合には、鰍沢村が退転してしまうと強く訴え、江戸に惣代を派遣して歎願をしているのである⁽¹²⁾。

河原部新河岸の設置に際して、河原部村は甲信村々の利益を説き、運賃の節約を主張していた。それに対して鰍沢河岸は、運賃の減額を提示する以外は、村が退転してしまうと主張するよりなかったのであった。

おわりに

以上、本稿では河原部村側の史料を中心に、新河岸設置をめぐる三河岸と河原部村や北組村々との対立関係をみてきた。望月氏が示した三河岸側の視点とは異なり、三河岸をなるべく刺激せずに新河岸の設置を実現しようとする河原部村側の姿勢がうかがえる。これまで三河岸による既得権益の打破の動きとその失敗、という文脈のみで語られてきた河原部新河岸設置問題であるが、河原部村側の主張をみていくと、まず元文年間に河岸が置かれていたという前提にたち、河岸の運営が極めて大きな負担となっていたことから、商ひ荷物の輸送を願ひ出たという経緯がある。その主張はひとまず認められ、河原部新河岸の設置は許可されたものの、三河岸側から強い反発を受けた。すなわちここでの両者の対立は、商ひ荷物を扱えるかどうかという点に絞られる。負担が大きい廻米輸送だけでは成り立たず、やはり商ひ荷物の取り扱いが許されるかどうか、河岸であることの大きなメリットとしてとらえられていたのであった。

想像をたくましくすれば、一七世紀初頭に富士川水運が開かれた際、河岸として大量の荷物を積み出すことが可能な場所として鰍沢・青柳・黒沢の三河岸が置かれ、そこから一〇〇年以上経過して、釜無川流路の安定化や操船技術の向上などにより、信濃国と結ぶ街道筋に近い河岸場の設置が望まれ、元文年間に河原部に河岸が設置されたのではないか。廻米のみの河岸場であれば三河岸も問題にしなければならなかったとみえ、他にも同じように廻米の積み出し場が置かれていた可能性はあ

る。富士川水運の構造や推移をみるうえで、河原部新河岸問題を考えることは極めて大きな意味があるといえるだろう。今後も引き続き検討していきたい。

註

- (1) 青山靖『富士川水運史』第四章第一節など。
- (2) 鰍沢町誌編さん委員会、一九九六年三月。望月武美氏執筆部分。
- (3) 望月氏は触れていないが、弘化年間、河原部村の河岸設置願が再度許可されたことが知られている（『葦崎市誌』など）。
- (4) 一例として、『日本歴史地名大系 一九山梨県の地名』『葦崎宿』の項をあげておく。
- (5) 「諸願書写」、山梨県立博物館所蔵頼生文庫、歴一〇〇五—一〇〇八—〇〇一七二六。
- (6) 前掲註(5)史料には、元文三年段階で川除普請を行ったり、船が通れる掘り抜きを作るといふ記述もみられ、ともすれば元文三年ころから河岸場設置の動きがみられたのかもしれない。
- (7) あとで見るように、「北組」は巨摩郡逸見・武川両筋の八二ヶ村の総称である。現在のところの初見は「長百姓人数に付願書」（山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五—一〇〇三—一〇〇八七〇）など安永四（一七七五）年九月ころとみられる。一八世紀後半に巨摩郡北部の村連合を示すものとして使われるようになったものであろうか。
- (8) 「河原部河岸御願立箇条書写」、山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五—一〇〇三—一〇〇二—一〇八二。
- (9) 青柳河岸も鰍沢河岸と同じく訴訟を継続していることから、鰍沢河岸ほどではないが、青柳河岸にも影響があったものと考えられる。
- (10) 前掲註(1) 青山氏著書など。
- (11) 「河原部新規河岸取建故障歎願書」、山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五—一〇〇三—一〇〇二—一〇八七。
- (12) なお「史料3」には、以下のような記述が続く。
十月廿七日
一、御張訴二通 松平河内守様

牧野駿河守様 方中赦書

六日

一、御駕訴四通

右御両守様
佐々木様
羽田様

十一日朝

一、御箱訴

十九日

一、御門訴二通

阿部伊勢守様
本郷丹後守様

九日

一、同

三通 竹本主水正様
本郷様
深谷様

廿一日

一、同

四通 本郷様 竹本様
井戸様 深谷様

廿三日

一、御門訴二通

阿部様
大岡様 御若年寄

廿四日

一、同 四通

井戸様 堀伊豆守様
柳生播磨守様 牧野備前守様

廿五日

一、同 一通

戸川中務少輔様

十六通

嘉永元年の一〇月二七日から十一月二五日まで、実に二三件もの「張訴」「駕籠訴」「門訴」の記録とみられる。幕府の勘定奉行や老中、若年寄などの要路に訴えを起こしているのである。鰍沢河岸がいかに河原部新河岸設置に反発していたかをうかがうことができる。

史料編

(一) 松本御米仕切帳(山梨県立博物館所蔵賴生文庫、
歴一〇〇五—一〇〇八—一〇〇二四六四)

寛保三(一七四三)年正月、宝暦四年五月

「寛保三年 鯉沢村

松本御米仕切帳

癸亥正月吉日 河住忠右衛門」

御米請目録

一、御米二千六百六十四駄 荊沢分請取

一、御米四百二十一駄 若尾請取

一、御米七十一駄 葦崎請取

三口ノ御米二千六百五十六駄

此俵数五千三百十二俵

此込

御米九百七十五俵

御米四千三百三十七俵

二口ノ五千三百十二俵

右之通御米請相違無御座候、以上

寛保三年亥閏四月廿二日 鯉沢河岸

問屋 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

安江源太兵衛殿

筵皮御米運賃目録

筵皮御米三百駄分

一、鑑六十貫文

上諏方分請取

但一駄二付二百文宛、此方渡

同御米六百俵分、一俵一文ツ、

一、鑑六百二十四文

一、御米百二俵

此船数三艘四分 三十表積一艘

此運賃百五十七匁六分五厘

此金二兩二分・銀十二貫六分五厘

此錢八百五十六文

三口ノ金二兩二分

鑑六十一貫四百八十文

訊

鑑七貫七百文

代金二兩

鑑二十三貫二百六文

代金六兩

鑑三十貫五百七十四文 兩替三貫七百六十四文かへ

代金八兩ノ鑑四百四十二文

三口ノ金十八兩二分・鑑四百四十二文

右之通御米御運賃・番質共不殘受取相済申候、仍如件

寛保三年亥閏四月廿二日 鯉沢河岸

問屋 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

安江源太兵衛殿

筵皮御米請目録

一、御米三百駄

此俵数六百俵

此込

御米百二俵

御米四百九十八俵

二口俵数六百俵

右之通御米請相違無御座候、以上

寛保三年亥閏四月廿二日 鯉沢河岸

問屋 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

安江源太兵衛殿

御米番質目録

御米五千三百十駄上ル分

一、鑑五貫五百三十二文

一、鑑三百文

一、金一兩二分

鑑ノ五貫八百三十二文

此金一兩一分・錢九百十三文

惣ノ金二兩三分ノ九百十三文

一貫六十五文一四

兩替三貫八百四十九文かへ

兩替三貫九百六十五文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

兩替三貫七百六十四文かへ

右之通御米番質不殘請取相済申候、仍如件

寛保三年亥閏四月廿三日 鯉沢河岸

問屋 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

安江源太兵衛殿

筵皮御米買上目録

一、御米二百八十俵

代金百兩

一、御米二百十六俵

代金九十三兩三分・九匁四分五厘

一、溢米二俵

代金三分・六匁九分三厘

三口俵数ノ四百九十八俵

代金ノ百九十四兩三分・銀一匁八分八厘

右之通御米買上代金不殘差上申候、若勘定相違之儀、御

座候ハ、重而仕直差上可申候、仍如件

寛保三年亥閏四月廿二日 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

安江源太兵衛殿

覚

御米四百二十一駄分、一駄百三文込

一、鑑四十三貫四百十五文 若尾分 駄質

此金十一兩二分・鑑九十五文 鯉沢迄

右之通御米駄質不殘請取相済申候、以上

鯉沢河岸問屋

河住忠右衛門

寛保三年亥閏四月廿二日

稲垣八郎兵衛殿

安江源太兵衛殿

問屋 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

安江源太兵衛殿

問屋 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

安江源太兵衛殿

御米買上目録

一、御米五百九十四俵 金十兩二付
 代金五百兩
 一、御米六百十二俵 金十兩二付
 代金二百兩
 一、御米千三百六十八俵 金十兩二付
 代金四百五十兩
 一、御米百八十俵 三十俵かへ
 代金六十兩
 一、御米四百九十四俵 三十俵かへ
 代金二百兩
 一、御米四百八十八俵 三十俵かへ
 代金二百兩
 一、御米六百一俵 三十俵かへ
 代金二百兩

七口
 代金二百三十八兩一分・銀十四匁四厘
 御米俵数ノ四千三百三十七俵
 代金合千五百四十八兩一分・銀十四匁四厘
 兩替五十八匁

右之通御米買上代金不残差上申候、若勘定相違^茂御座候ハ、重^而仕直差上可申候、仍如件
 寛保三年亥閏四月廿二日 河住忠右衛門
 稲垣八郎兵衛殿
 安江源太兵衛殿

覚

一、鏝二十五貫文 御上下三百宿
 此金六兩一分・鏝四百三十三文
 右之通御雜用槌受取相済申候、以上
 寛保三年亥閏四月 鰺沢河岸問屋
 河住忠右衛門
 稲垣八郎兵衛殿
 安江源太兵衛殿

差引目録

一、金千七百四十三兩一分・銀一匁四分二厘

一、同三十八兩

ノ千七百八十一兩一分・銀一匁四分二厘
 此錢九十二文

内

百十兩

三百十兩

三十兩

二百五十兩

六十兩

百兩

二十七兩

五兩二分

二百兩

二兩三分・鏝九百十三文

十一兩二分・鏝九百十五文

十八兩二分・鏝四百四十二文

六兩一分・四百三十三文

ノ千三百三十一兩二分・鏝一貫八百五十七文

此金千三百三十一兩三分・鏝八百七十三文

錢六百四十九兩一分・鏝二百三十三文不足

内

二百三十八兩一分・鏝十四匁四厘

差引残

四百十兩三分・鏝二百三十三文

右之通差引相違無御座候、以上

寛保三年癸亥閏四月廿二日 問屋
 河住忠右衛門
 稲垣八郎兵衛殿
 安江源太兵衛殿

御米買上目録之事

一、御米四百十七俵 金十兩二付

代金百五十兩也 二十七俵八分かへ

一、御米三百九十二俵 金十兩二付

惣米代金
 運賃相渡

代金百五十兩・銀十一匁一分一厘 二十八俵一分かへ

一、御米五俵 金十兩二付

代金二兩・銀四匁八分三厘 二十四俵かへ

表数ノ八百十四俵

代金ノ三百二兩・銀十五匁九分四厘
 為金三百二兩一分・銀一匁四分四厘

右之通御米買上代金不残差上申候、若勘定相違^茂御座候ハ、重^而仕直差上可申候、仍如件

延皮御米買上目録之事

一、御米百三十二俵 金十兩二付

代金五十兩也 二十八俵四分かへ

右之通御米買上代金差上申候、若勘定相違之儀も御座候ハ、重^而仕直差上可申候、仍而如件

延享元年子四月

御米買上目録之事

一、燒御米七百九俵 燒殘米

内御米二十俵 出火之節相働申候者共^江

被下置并船損料共

殘御米六百八十九俵

誤

札差御米二百五十一俵 金十兩二付

代金五十四兩・銀五匁五分 四十八俵四分かへ

筵皮御米五十九俵 金十兩二付

代金十二兩二分・銀十二匁五分 四十八俵四分かへ

御米三百七十九俵 金十兩二付

代金四十五兩三分・銀十四匁二分二厘 八十一俵四分かへ

俵数ノ六百八十九俵 兩替五十八兩かへ

代金ノ百十二兩一分・鏝三十二匁二分二厘

為金百十二兩三分・鏝三匁二分二厘

右之通代金不残差上申候、若勘定相違^茂御座候ハ、重^而仕直差上可申候、仍如件

御米請払目録之事		但一泊り八十文宛	
一、御米五百二十駄	荊沢分請取	右之通御雜用儲ニ請取申候、以上	
一、御米五百二十八駄	若尾分請取	差引勘定目録之事	
一、御米百七十駄	葦崎分請取	御米買上目録高	
三口ノ千二百十八駄		一、金三百二兩一步ト銀一匁四分四厘	
此俵数二千四百三十六俵		筵皮御米買上目録高	
此払		一、金五十兩	
一、御米四十二俵	南部下シ	燒殘御米買上目録高	
一、御米二百四十俵	岩測下シ	一、金百十二兩三步・銀三匁二分二厘	
内二百九俵、摺御米		ノ四百六十五兩ト銀四兩六分六厘	
一、御米八百十四俵	当地壳	内	
一、御米六百五十俵	燒殘米	三百五十兩	
四口俵数ノ千七百四十六俵		亥冬上納	
殘御米六百九十俵	燒失米	殘而	
		百十五兩ト四匁六分六厘	
筵皮御米請払		此錢三百四十一文	
一、御米三百八十二駄	松本分請取	内	
一、御膳米十駄	同前分請取	金八兩ト	
二口ノ三百九十二駄		錢六百八十四文	
此俵数七百八十四俵		同三兩ト	
此払		同六百三十四文	
御米百三十二俵	当地壳	同九百七十三文	
御米五十九俵	燒殘米	同三兩一分ト	
二口ノ百九十一俵	燒失米	同八百八十文	
殘御米五百九十三俵		ノ二十六兩ト	
右之通御米請払相違御座なく候、仍如件		三貫百七十九文	
御米運賃目録之事		此金二分下一貫四十七文	
一、御米二百四十俵	岩測下	金ノ	
此船数七艘半		二十六兩二歩・一貫四十七文引	
此舟賃三百四十七兩七分八厘		殘而	
此金五兩三分・銀十四匁	一艘三十二俵積	八十八兩一分ト三百五十八文	
二分八厘	銀四十六匁三分七厘	十九兩	
此錢一貫四十八文		前請取上納	
御米二千四百三十六俵分、但一俵二付一文宛		二口ノ百七兩一分ト三百五十八文	
		上納	
		右之通差引勘定相違無御座候、若間違御座候ハ、仕	
		直指上可申候、仍如件	
		延享元甲子年四月朔日	
		河住忠右衛門	
一、錢二貫五百三十六文 番質		御米船賃目録	
一、錢三百文	舟頭ニ被下候	金高	
一、金一兩二分	増番質	若尾分鰈沢	
惣ノ金七兩三分		迄駄賃	
錢三貫八百八十四文		御米藏	
此金三分・錢六百八十四文		諸色入用	
二口金ノ八兩・錢六百八十四文		上下百七十七人分	
右之通御座候、以上		御雜用	
覺		御米買上目録高	
俵三百四十三分		一、金三百二兩一步ト銀一匁四分四厘	
一、錢四貫三百九十文	俵代	筵皮御米買上目録高	
但シ一ツニ付十二文三步宛		一、金五十兩	
孤百二十枚分	孤代	燒殘御米買上目録高	
一、錢七百四十八文		一、金百十二兩三步・銀三匁二分二厘	
但シ一枚ニ付六文宛		ノ四百六十五兩ト銀四兩六分六厘	
一、錢五百五十五文	繩杭代	内	
一、錢三百文	飛脚賃	三百五十兩	
一、錢一貫五百文	人足賃	亥冬上納	
一、錢九百三十六文	酒代	殘而	
ノ錢八貫四百四十一文		百十五兩ト四匁六分六厘	
此金一兩三分ト錢五百七十三文		此錢三百四十一文	
右之通御藏燒失之節、諸色入用錢儲ニ受取申候、仍如件		内	
覺		金八兩ト	
御米五百二十八駄分	若尾分鰈沢迄	錢六百八十四文	
一、錢五十四貫四百四十八文	駄賃	同三兩ト	
但シ一駄ニ付百三文宛	兩替四貫	同六百三十四文	
此金十三兩ト錢六百三十四文	百三十八文	同九百七十三文	
右之通駄賃金請取申候、若勘定相違御座候ハ、重而仕直差上可申候、以上		同三兩一分ト	
覺		同八百八十文	
一、錢十四貫七百四十八文	御上下百七十七泊り分	ノ二十六兩ト	
此金三兩一分ト錢八百八十文		三貫百七十九文	
		此金二分下一貫四十七文	
		金ノ	
		二十六兩二歩・一貫四十七文引	
		殘而	
		八十八兩一分ト三百五十八文	
		十九兩	
		前請取上納	
		二口ノ百七兩一分ト三百五十八文	
		上納	
		右之通差引勘定相違無御座候、若間違御座候ハ、仕	
		直指上可申候、仍如件	
		延享元甲子年四月朔日	
		河住忠右衛門	

藤田弥左衛門殿
松村用左衛門殿

(付箋)

「寛保三年三月年号改延享二成ル」

御米請払目録

一、御米二百五十七駄 荊沢
一、御米二百六十五駄 葦崎
一、御米八百四十七駄 若尾
一、御米二十二駄 台ヶ原
一、御米六十九駄 金沢
一、御米一俵 甲府
六口ノ御米千四百六十駄半
此俵数二千九百二十一俵

御米百七十俵

内百六十八俵餅御米 岩渕下シ
御米四百五十俵 南部下シ
御米二千三百一俵 当地売り

内二俵餅御米

三口ノ御米二千九百二十一俵
右之通御米請払相違無御座候、以上

延享二年丑八月 甲州鰍沢御米問屋

河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

御米買上目録

一、御米二百九十二俵 金十兩二付
代金百兩 二十九俵二分かへ
一、御米三百八俵 金十兩二付
代金百兩 三十俵八分かへ
一、御米六百四十八俵 金十兩二付
代金二百兩 三十二俵四分かへ
一、御米百四十六俵 金十兩二付
代金四十六兩一分・銀十四匁三分二厘

一、御米百三十一俵通シ馬 金十兩二付

三十俵かへ

代金四十三兩二分・銀九匁六分七厘

一、御米百三十五俵 金十兩二付

三十俵四分かへ

代金四十四兩一分・銀九匁一分六厘

一、御米十七俵 金十兩二付

代金四兩三分・銀九匁四分七厘

一、御米十六俵 金十兩二付

二十八俵五分かへ

代金五兩二分・銀六匁六分一厘

一、御餅米二俵 金十兩二付

三十表八分三厘かへ

代金二分・銀八匁六分二厘

一、御米六百六俵 葦崎請取、金十兩二付

代金二百二兩

三十表かへ

俵数ノ二千三百一俵 兩替五十八匁

錢四貫三百五十二文

代金ノ七百四十七兩二分・銀十四匁三分五厘

右之通御米買上代金不残差上申候、若勘定相違之義、仍如件

延享二年丑ノ八月

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

御米運賃目録

一、御米百七十俵 此船数五艘三分一厘二毛
但三十二表積、一艘二付銀
此金四兩・銀十四匁三分四厘
御米二千三百十五表分、但一俵一文ツ、
一、錢二貫四百一十一文 御米番賃
一、錢三百文 船差拝領
一、金一兩二分 増番賃
金ノ五兩二分・銀十四匁三分四厘

錢ノ二貫七百一十一文 兩替四貫三百五十二文

此金二分・銀七匁一分一厘

二口ノ金六兩一分・銀六匁九分五厘

右之通御米御運賃・番賃不残請取相済申候、仍如件

延享二年丑八月 甲州鰍沢川岸御米問屋

河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

筵皮御米請払目録

一、御米七百四十五駄 大坂屋儀左衛門ノ請取

此俵数千四百九十俵

此払

御米七俵

御米千四百八十三俵

二口ノ御米千四百九十俵

右之通御米請払相違無御座候、以上

延享二年丑八月 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

筵皮御米買上目録

一、御米三百二俵 金十兩二付

代金百兩 三十俵二分かへ

一、御米百九十一俵 金十兩二付

代金六十四兩三分・銀十二匁五分三厘

一、御米八百七十俵 金十兩二付

代金三百六兩一分・銀五匁一分一厘

一、御米九十二俵 金十兩二付

代金二十六兩二分・銀九匁六分七厘

一、御米二十八俵 金十兩二付

代金八兩・銀六匁七分二厘

五口ノ御米千四百八十三俵

– 25 –

稲垣八郎兵衛殿
吉田源次右衛門殿

覚

一、銀七匁四分 是ハ御米仕直シ入用残り
右之通不殘請取相済申候、以上

丑ノ八月 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿
吉田源次右衛門殿

差引目録

御米買上目録金高

一、金七百四十七匁二分・銀十四匁三分五厘

筵皮御米買上目録金高

一、金五百六匁・銀五匁三厘

御米御運賃金

一、金八匁 子ノ十一月十三日請取

右同断

一、金十六匁 子ノ十二月十七日請取

一、金二分・銀六匁五厘 葦崎 駄賃返上下

五口金ノ千二百七十八匁一分・銀十匁九分三厘

右之内

金百三十匁 子ノ十二月十七日上納

金二十二匁一分 同上納

金百四十七匁三分 同十九日上納

金百匁 丑ノ四月廿日上納

金十一匁・銀六匁四分四厘

但甲金十匁、丑ノ四月廿七日甲府へ遣候分

兩替九匁

金二百匁 丑ノ六月七日上納

金百匁 同八日上納

金四十九匁 同十六日上納

金四十六匁 丑ノ六月廿七日上納

九口ノ金八百六匁二分・銀六匁四分四厘

金二百匁 御拝領金

差引殘金二百七十二匁一分・銀四匁四分九厘

此内

御米運賃目録金高

金六匁二分・銀八分七厘

筵皮御米番賃目録金高

金二分・銀二匁四分九厘

若尾駄賃目録金高

金十五匁二分・銀四匁四分五厘

金一分・銀十三匁二分

是ハ根本木代

銀七匁四分

是ハ御米仕直シ入用錢

銀十二匁二分

御雜用目録金高

金六匁二分・銀十三匁七分四厘

七口ノ金三十匁・銀十匁八分五厘

物差引殘金二百四十二匁・銀八匁一分四厘

右之通物差引殘金不殘差上相済申候、若勘定相違^茂御座

候ハ、重^而仕直シ差上可申候、仍^而如件

延享二年 甲州鰍沢川岸御米問屋

丑ノ八月 河住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

御米請払目録

一、御米六十三駄

一、御米百六十六駄

一、御米百四十八駄

一、御米四十三駄

一、御米五百六十七駄

一、御米二百十七太

六口ノ御米千二百四駄

此俵数二千四百八俵

此私

千十八俵

内四百八十六俵通馬

二百六十四俵

内七十二俵通馬

千二百二十六俵

内百九十六俵通馬

三口ノ二千四百八俵

内七百五十四俵通馬

右之通御米請払相違無御座候、以上

延享三年寅五月

龜田名右衛門殿

八田順右衛門殿

御米買上目録

一、御米四百九十六俵

一、御米三百六十六俵

一、御米百五十俵

一、御米百二十俵

一、御米三十俵

一、御米百三十俵

一、御米百十俵

一、御米五十俵

一、御米八百三十六俵

一、御米三百六十俵

一、御米九百十俵

一、御米百十俵

一、御米五十俵

一、御米八百三十六俵

一、御米三百六十俵

一、御米九百十俵

一、御米百十俵

一、御米五十俵

一、御米八百三十六俵

一、御米三百六十俵

一、御米九百十俵

一、御米百十俵

一、御米五十俵

一、御米八百三十六俵

一、御米三百六十俵

一、御米九百十俵

一、御米百十俵

一、御米五十俵

一、御米八百三十六俵

一、御米三百六十俵

一、御米九百十俵

寅ノ春 当地買

龜田名右衛門殿
八田順右衛門殿

一、御米百三十七駄 大坂屋分請取
此俵数二百七十四俵

此払

七俵 岩渕下ヶ
二百六十七俵 当地買
二口ノ二百七十四俵

右之通御米請相違無御座候、以上

延享三年寅五月

龜田名右衛門殿
八田順右衛門殿

一、御米百十五俵 金十兩二付

一、御米百十三俵 金十兩二付

一、御米二十三俵 金十兩二付

一、御米十六俵 金十兩二付

一、御米十六俵 金十兩二付

一、御米十六俵 金十兩二付

一、御米十六俵 金十兩二付

一、御米十六俵 金十兩二付

一、御米十六俵 金十兩二付

一、御米十六俵 金十兩二付

一、御米十六俵 金十兩二付

御米番賃目録
御米二千四百八俵分、但一俵二付一文ツ、
一、錢二貫五百八文 番賃
一、金一兩二分 増番賃
一、錢三百文 船指拝領
ノ金一兩二分
錢二貫八百八文
此金二分六百七十五文
二口ノ金二兩ト錢六百七十五文
但兩替四貫二百五十八文

右之通不殘請取相濟申候、以上

延享三年寅五月

龜田名右衛門殿
八田順右衛門殿

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ
此金二分ト錢六十二文 但三十俵積一艘
四十六匁三分七厘

延享三年寅五月

龜田名右衛門殿
八田順右衛門殿

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ御運賃
但三十表積一艘
四十六匁三分七厘

一、銀三十兩九分一厘 岩渕下ヶ
此金二分ト錢六十二文 但三十俵積一艘
四十六匁三分七厘

一、錢二十文 番賃
三口ノ金三分ト錢二十文
但兩替六十匁
四貫二百五十八文

右之通不殘請取相濟申候、以上

延享三年寅五月

龜田名右衛門殿
八田順右衛門殿

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

一、錢六十三太分、但一駄二付百文ツ、渡シ
一、錢六貫三百文 松本分附通駄賃
此金一兩一分ト錢九百七十二文
但兩替四貫二百五十八匁かへ

覚	一、御合羽三包 此船賃二百五十文 右八岩測分鰍沢迄之運賃儘ニ請取相済申候、以上 寅五月 鰍沢問屋 忠右衛門 亀田名右衛門様	一、金九百十兩一分ト銀九匁二分 筵皮御米買上目録金高 一、金百十七兩一分ト銀十一匁九分八厘 丑ノ十月 一、金十兩 御米駄賃金ニ請取 三口ノ金千三十七兩三分六匁一分八厘 右之内 金三兩一分 丑ノ壬十二月朔日上納 金二百六十兩 同十九日上納 内九十五兩 御拝借 金五十兩 同上納 金八十六兩三分 同廿一日上納 金百兩 御拝借、松本江上納 金二十五兩 丑壬十二月廿一日上納 金二百九十兩 寅三月廿六日上納 七口ノ金八百十五兩 差引金二百二十二兩三分ト銀四百三十七文 此内 若尾太賃目録金高 金五兩一分ト銀十一文 松本駄賃目録金高 金一兩一分ト銀九百七十二文 御膳米目録金高 金三分ト銀二十文 御米番賃目録金高 金二兩ト銀六百七十五文 筵皮御米運賃目録金高 金三兩一分ト銀九百七十七文 竹刀・御合羽之分 錢一貫四十八文 桑板代 錢二百文 御雜用目録金高 金五兩二分ト銀九百八十一文 八口ノ金十九兩ト銀五百六十四文 兩替四貫二百五十八文 惣差引殘金二百三兩二分・錢九百三十六文	右之通殘金不殘差上相済申候、若勘定相違 ^茂 御座候ハ、 重 ^而 仕直シ差上可申候、以上 延享三年寅五月 亀田名右衛門殿 八田順右衛門殿
一、竹刀五十四本 一、棒九十本 此運賃八百文 右八岩測分鰍沢迄之運賃儘ニ請取相済申候、以上 寅五月 鰍沢問屋 忠右衛門 亀田名右衛門様	金三兩一分 丑ノ壬十二月朔日上納 金二百六十兩 同十九日上納 内九十五兩 御拝借 金五十兩 同上納 金八十六兩三分 同廿一日上納 金百兩 御拝借、松本江上納 金二十五兩 丑壬十二月廿一日上納 金二百九十兩 寅三月廿六日上納 七口ノ金八百十五兩 差引金二百二十二兩三分ト銀四百三十七文 此内 若尾太賃目録金高 金五兩一分ト銀十一文 松本駄賃目録金高 金一兩一分ト銀九百七十二文 御膳米目録金高 金三分ト銀二十文 御米番賃目録金高 金二兩ト銀六百七十五文 筵皮御米運賃目録金高 金三兩一分ト銀九百七十七文 竹刀・御合羽之分 錢一貫四十八文 桑板代 錢二百文 御雜用目録金高 金五兩二分ト銀九百八十一文 八口ノ金十九兩ト銀五百六十四文 兩替四貫二百五十八文 惣差引殘金二百三兩二分・錢九百三十六文	一、御米五百七十七駄 一、御米九十九駄 一、御米八百八十駄 一、御米七十五駄 一、御米四百三十九駄 五口ノ二千七十駄 此俵数四千四百四十俵 此払 御米四百四十三俵 同九百十二俵 同四百五十四俵 同五百三十二俵 同二百俵 同二百五十俵 同三百五十一俵 同三百七十五俵 同二百俵 同四百二十三俵 小以四千四百四十俵 右之通御米請払相違無御座候、以上 延享四年卯七月 甲州鰍沢川岸御米問屋 河住忠右衛門 稲垣八郎兵衛殿 武井五郎兵衛殿	岩測下ケ 南部下ケ 当地冬御払 同三月御払 同断 同五月御払 同断 同七月御払 同断
一、錢二百文 右八桑板代儘ニ請取相済申候、以上 寅五月 亀田名右衛門殿	若尾太賃目録金高 金五兩一分ト銀十一文 松本駄賃目録金高 金一兩一分ト銀九百七十二文 御膳米目録金高 金三分ト銀二十文 御米番賃目録金高 金二兩ト銀六百七十五文 筵皮御米運賃目録金高 金三兩一分ト銀九百七十七文 竹刀・御合羽之分 錢一貫四十八文 桑板代 錢二百文 御雜用目録金高 金五兩二分ト銀九百八十一文 八口ノ金十九兩ト銀五百六十四文 兩替四貫二百五十八文 惣差引殘金二百三兩二分・錢九百三十六文	一、御米二百六十六俵 代金百兩 一、御米五十八表 金十兩二付 二十六表六分カヘ 金十兩二付 二十七表六分七厘カヘ	
一、錢二十四貫四百十六文 御上下二百九十三泊り 但一泊り一人二付八十文ツ、 此金五兩二分ト銀九百八十一文 兩替四貫二百五十八文カヘ 右八御雜用不殘請取相済申候、以上 寅五月 亀田名右衛門殿 八田順右衛門殿	御米買上目録 金十兩二付 二十六表六分カヘ 金十兩二付 二十七表六分七厘カヘ		
御米買上目録金高			
差引目録			
御米買上目録金高			

一、御米百三十表 代金二十兩三分・銀十二匁六分八厘 金十兩二 二十八表八厘かへ	一、御米百三十表 代金四十六兩一分・銀二匁七分八厘 金十兩二 二十六表六分かへ	一、御米二百表 代金二百兩 廿六表かへ	一、御米二百五十表 代金七十六兩三分・銀十匁三分九厘 金十兩二 廿五表かへ	一、御米三百五十一表 代金百五十兩 廿三表四分かへ	一、御米三百七十五表 代金百五十兩 廿五表かへ	一、御米二百表 代金七十一兩一分・銀十匁七分二厘 金十兩二 廿八表八分かへ	一、御米四百二十三表 代金百四十六兩三分・銀七匁五分 金十兩二 十四匁七厘	右之通御米買上代金不残差上申候、若勘定相違 ^茂 御座候 考仕直し差上可申候、為後日仍如件 延享四年卯七月 甲州鰍沢河岸御米問屋 河住忠右衛門 稻垣八郎兵衛殿 武井五郎兵衛殿 御米運賃目録 一、御膳米三十表、四斗入 此舟賃金三分・銀二匁二分 但一艘三十表積 永七百八十六文六分 一、御米四百四十三表 岩測下ヶ	三斗六升入 此舟数十三艘八分四厘三七五 但一艘三十二表積 永七百八十六文六分 此舟賃金十兩三分・八匁三分七厘 御米四千七百七十表分、但一表一文宛 一、錢四貫三百四十二文 番賃 一、金一兩二分 増番賃 一、錢三百文 舟指拝領 金十三兩・銀十匁五分七厘 錢四貫六百四十二文 此金三分・十一匁八分六厘 惣金十四兩・銀七匁四分三厘 兩替六十匁 せに四貫九百文 右之通御米運賃・番賃不残請取相済申候、為後日仍如件 延享四卯七月 甲州鰍沢河岸御米問屋 河住忠右衛門 稻垣八郎兵衛殿 武井五郎兵衛殿 一、御米八百八十駄 内 御米五十四駄 一駄二付百文払 此錢五貫四百文 御米八百廿六駄 一駄二付百九文宛払 此錢九十貫三百四十二文 外二錢二貫七百四十八文 但一駄二付三文宛 若尾番賃渡分 メ九十八貫四百九十文 此金二十兩二分・一貫百十八文 右之通若尾駄賃・番賃不残請取相済申候 延享四卯七月 甲州鰍沢河岸御米問屋	河住忠右衛門 稻垣八郎兵衛殿 武井五郎兵衛殿 一、錢二十八貫二百文 金沢駄賃 但百四十一駄分 但一駄二付二百文払 此金五兩三分・八百八十四文 兩替四貫七百四十四文 右之通金沢駄賃不残請取相済申候 延享四卯七月 河住忠右衛門 一、金三分・七百八十文 御屋根返し竹入用 右之通御入用不残請取相済申候 延享四卯七月 河住忠右衛門 一、金二兩一分・銀五匁四分 右ハ金五十二兩、寅極月差上、卯二月御返済、月一割五分之御利足被下置慥ニ請取申上候 延享四卯七月 甲州鰍沢河岸御米問屋 河住忠右衛門 稻垣八郎兵衛殿 武井五郎兵衛殿 一、錢三十貫八十文 御上下三百六十一泊り、 但し一泊り八十文ツ、 此金六兩ト錢六百八十文 錢兩替四貫九百文 右之通御雜用不残請取相済申候、以上 延享四卯年七月 稻垣八郎兵衛殿 武井五郎兵衛殿
--	--	---------------------------	--	---------------------------------	-------------------------------	--	--	--	---	---

二十六俵八分かへ	寛延元年	名判	内	九太	大坂屋分請取
代金二百四十五兩二分・銀一匁三分四厘	辰九月	龜田名右衛門殿	六十七駄	府中分請取	
一、同百二十六俵	通馬 金十兩二付	寿藤崎右衛門殿	七百六十六太	麻屋分請取	
二十六俵四分かへ			三口ノ八百四十二駄		
代金四十七兩二分・銀十三匁六分四厘	金十兩二付	御米運賃目録	此俵千六百八十四俵		
一、同百二十四俵	二十八表かへ	御米六百三十俵	此払		
代金四十四表一分・銀二匁一分四厘		内百十俵 御餅米	御米百二十七俵	冬御払	
一、同千八百三十俵	金十兩二付	此舟數十九艘六分八厘七五	同四百五十六俵	二月御払	
三十二俵二分かへ		此舟賃金十五兩一分・銀十四匁一分七厘	同四百七十六俵	四月御払	
代金ノ五百六十八兩一分・銀四匁三分八厘		但一艘三十二俵積	同三百八十九俵	五月御払	
一、御米二百二十五俵	金十兩二付	永七百八十六文六分宛	御米二百三十六俵	九月御払	
三十二俵三分かへ		一、御米三百八十五俵	五口ノ千六百八十四俵		
代金六十九兩二分・銀九匁五分七厘		府中請取	右之通筵皮御米請取相違無御座候、仍如件		
俵数ノ五千百三十二俵		落合村分	寛延元年		
代金ノ千八百二十五兩二分・銀二匁一分四厘		此舟數十六艘四厘二毛	辰九月		
右之通御米買上代金不残差上申候、若勘定相違仕候ハ、重而仕直シ差上ケ可申候、仍如件		此舟賃金二兩ト銀十匁一分	龜田名右衛門殿		
寛延元辰年		但一艘二十四表積	寿藤崎右衛門殿		
九月		銀八匁一分一厘ツ、			
龜田名右衛門殿		御米六千八百六十六俵分			
寿藤崎右衛門殿		一、錢六貫三百三十八文 番賃			
		但一俵二付			
		一文ツ、			
一、同三百文		舟指押領			
一、金一兩二分		增番賃			
金ノ十九兩ト銀九匁二分七厘					
錢ノ六貫六百三十八文					
此金一兩一分ト銀六匁三分					
兩替四貫九百文かへ					
惣金ノ二十兩二分ト銀五分七厘					
右之通御米運賃・番賃不残請取相済申候、仍如件					
寛延元年					
辰九月					
龜田名右衛門殿					
寿藤崎右衛門殿					
筵皮御米請取目録					
一、筵皮御米八百四十二駄					
一、御米百二十七俵		金十兩二付			
代金五十兩		二十五俵四分かへ			
一、同四百五十六俵		金十兩二付			
代金二百兩		二十二俵八分かへ			
一、御米四百七十六俵		金十兩二付			
代金二百兩		二十三俵八分かへ			
一、同三百八十九俵		金十兩二付			
代金百五十六兩三分・銀六匁二分九厘		二十四俵八分かへ			
一、同二百三十六俵		金十兩二付			
代金八十四兩一分・銀二匁一分四厘		二十八表かへ			
俵数ノ千六百八十四俵					
代金ノ六百九十一兩・銀八匁四分三厘					
右之通御米買上代金不残差上申候、若勘定相違仕候ハ、重而仕直シ差上ケ可申候、仍如件					
寛延元年辰九月					
名判					

亀田名右衛門殿
寿藤崎右衛門殿

覚

一、筵皮御米百三十四俵 府中請取
落合村々

此舟数五艘五分八厘三三

此舟賃四十五匁二分八厘

但一艘二十四俵積

八匁一分一厘ツ、

此金三分ト銀二分八厘

御米千六百八十四表

一、錢一貫七百五十二文 但一俵一文ツ、

番賃

此金一分ト六匁四分八厘

二口ノ一兩ト六匁七分六厘

兩替四貫五百文

右之通運賃・番賃不殘請取相濟申候、仍而如件

寛延元年

辰九月

亀田名右衛門殿
寿藤崎右衛門殿

覚

一、大竹二本

代錢一貫四百五十文

一、人足賃

錢一貫九百文

鯨沢々
松本迄

錢ノ三貫三百五十文

此金二分ト錢九百文

右之通不殘請取相濟申候、以上

辰九月

覚

一、御米十四太

此駄賃二貫三百四十八文

此金二分ト二匁四厘

金沢請取

右之通金沢々請取候御米太賃請取相濟申候、以上

九月

右御兩人

覚

十二月六日

一、合羽三箇

一、ほうき二十本

此舟賃六百七十二文

三月七日

一、合羽二箇

此舟賃百四十八文

三月廿一日

一、ほうき八十本

此舟賃二百六十四本

六月廿一日

一、竹刀五十本

一、棒五十三本

此舟賃一貫二百文

錢ノ二貫二百八十八文

四貫九百文かへ

右之通賃錢請取相濟申候、以上

辰九月

覚

一、金一兩二分

右者去八月風雨之節、御米蔵破損仕候ニ付、御修覆諸入
用御渡し被下、慥ニ請取申候、以上

辰九月

御兩人

覚

一、錢三十七貫二百四十八文 御上下四百四十七泊

り

但一泊八十文ツ、

代金七兩二分・錢五百文 四貫九百文かへ

右之通御雜用錢請取相濟申候、以上

辰九月

御兩人

名判

差引目録

御米買上目録金高

一、金千八百二十五兩二分・銀十二匁一分四厘

筵皮御米買上目録金高

一、金六百九十一兩・銀八匁四分三厘

御米駄賃金

一、金五十兩

三口ノ金二千五百六十六兩三分ト銀五匁五分七厘

右之内

金三百兩

金百兩

同六百兩

同二百二十兩

同三百九十三兩

同百三十五兩三分 五月上納

六口ノ千七百四十八兩三分 六月上納

御米運賃目録金高

金二十兩二分・銀五分七厘

若尾太賃目録金高

金五十二兩二分ト錢五百十二文

兩替四貫四百六十八文

筵皮御米運賃目録金高

金一兩ト銀六匁七分六厘

金沢太賃目録金高

金二分ト銀二匁四厘

竹刀・合羽・ほうき運賃

金一分・錢一貫六十四文

竹代持賃

金二分ト錢九百文

御藏御修覆金

金一兩二分

御雜用金目録

金七兩二分ト錢五百文

八口金ノ八十四兩一分・銀九匁三分七厘 錢ノ二貫九百七十六文 兩替四貫九百文 此金二分ト銀六匁四分八厘 二口ノ八十五兩ト銀八分五厘 惣金ノ千八百三十三兩三分ト銀八分五厘 差引残り 金七百三十三兩ト銀四匁七分二厘 右之内 金五百八十兩 九月十二日 今度上納 此締銀上納 金 殘金百五十三兩 十月五日立上納 御未と 夫儀右衛門ニテ 右之通差引目錄相違無御座候、殘金之儀 ^者 当月中ニ御国 元得急度上納可仕候、仍如件 寛延元年 名判 辰九月十二日 龜田名右衛門殿 壽藤崎右衛門殿 寛 一、錢一貫四十五文 御上下十四人 但一人ニ付 七十二文 右鰯沢ノ南部迄之舟賃髓請取奉申上候 寛延元年辰九月 河住忠右衛門 龜田名右衛門殿 壽藤崎右衛門殿 已八月仕切 辰年御米目錄 御米請目録 一、御米四百九十七駄 荊沢ノ請取 一、同三十七駄 葦崎ノ請取 一、同三十八駄 台ヶ原ノ請取 一、同六百四十一駄 金沢ノ請取 一、御米千六百十四駄 若尾ノ請取 五口ノ二千三百七十七太	此俵數四千七百五十四俵 右之内 百二十俵 餅御米 千二百八十二俵 通馬 此払 御米三百三十五俵 岩渚下 内百二十俵 餅御米 同九百四十一俵 南部下 内百九十八俵 通馬 同二千二百二十七俵 冬御払 内千八十四俵 通馬 同千三俵 三月御払 同三百四十八俵 五月 五口ノ四千七百五十四俵 八月御払 内百二十俵 餅御米 千二百八十二俵 通馬 右之通御米請目録相違無御座候、以上 寛延二年巳八月 名判 稲垣八郎兵衛殿 安江源太兵衛殿 御米買上目錄 一、御米二百八十二俵 通馬 金十兩二付 代金百兩也 二十八表二分かへ 一、御米七百五俵 通馬 金十兩二付 代金二百五十兩也 二十八表二分かへ 一、同九十七俵 通馬 金十兩二付 代金三十四兩二分・銀八匁五分七厘 二十八表かへ 一、同三百二十八俵 金十兩二付 代金百十五兩一分・銀十四匁五分八厘 二十八表四分かへ 一、同七百十五俵 金十兩二付 代金二百五十兩也 二十八表六分かへ 一、同二百八十四俵 金十兩二付 代金百兩也 二十八表四分かへ	一、同百四十一俵 金十兩二付 代金五十兩也 二十八表二分かへ 一、御米二百八十八俵 金十兩二付 代金百兩也 二十八表八分かへ 一、同二百九十表 金十兩二付 代金百兩也 二十九俵かへ 一、同三百四十八俵 金十兩二付 代金百六兩・銀五匁八分六厘 三十二表八分かへ 俵數ノ三千四百七十八俵 代金ノ千二百六兩・銀十四匁一厘 右之通御米買上代金不殘差上申候、若勘定相違仕候 ハ、重 ^而 仕直シ差上可申候、仍 ^而 如件 寛延二年巳八月 甲州鰯沢河岸御米問屋 川住忠右衛門 判 稲垣八郎兵衛殿 安江源太兵衛殿 御米駄賃目錄 一、御米千六百十四駄 若尾ノ請取 此駄賃錢百二十七貫三百三十二文 一太ニ付 外錢三貫六百三十六文 若尾番賃 一太ニ付三文ツ、 二口ノ錢百三十貫九百四十八文 此金二十九兩三分ト錢六百六十七文 但兩替四貫三百七十六文 右之通御米駄賃不殘請取相済申候、以上 寛延二年 名判 巳八月 右御兩人様 御米運賃目錄 一、御米三百三十五俵 岩渚下 此舟數十艘四分六厘八七五 但一艘三十二表ツ、 永七百八十六文六厘
---	---	---

舟賃金八兩ト錢一貫七十五文

此銀十四匁八厘

御米四千七百五十四俵分、一俵一文ツ、

一、錢四貫九百ト五十文 番賃

一、金一兩二分 増番賃

一、錢三百文 舟指拝領

三口錢ノ六貫三百二十九文

此金一兩一分五百八十五文

三口金ノ十兩三分・錢五百八十五文

右之通御米運賃・番賃不殘請取相濟申候、以上

寛延二年 名判

巳八月

右御兩人様

御膳米請目録

一、御米二十八俵

大坂屋ノ請取

此駄賃三貫九百三十文 当所渡シ

錢二十八文 番賃一俵一文ツ、

右御米岩測下 但一艘三十俵ツミ

運賃金二分・錢一貫二十四文

二口錢ノ四貫九百八十二文

此金一兩ト錢六百六文

二口金ノ一兩二分・錢六百六文

右之通御米駄賃・運賃不殘請取相濟申候、以上

巳八月 名判

右御兩人様

筵皮御米請目録

一、御米千八十一駄

此俵数二千六百六十二俵

此払

御米百俵 南部下

同千六百六十三俵 三月

四月御払

五月

御米三百九十九俵 八月御払

三口ノ二千六百六十二俵

右之通御米請目録相違無御座候、以上

巳八月 名判

右御兩人様

筵皮御米買上目録

一、御米六百七十俵 金十兩二付

一、同三百二十二俵 金十兩二付

代金二百五十兩也 二十六俵八分かへ

一、御米百三十三俵 金十兩二付

代金百二十兩・銀八匁九分六厘

一、同二百六十八表 金十兩二付

代金百兩也 二十六表八分かへ

一、同二百七十俵 金十兩二付

代金百兩也 二十七表かへ

一、同三百九十九表 金十兩二付

代金百二十七兩・銀八匁八厘

俵数ノ二千六十二俵

代金七百四十八兩・銀十三匁三分六厘

右之通御米買上代金不殘差上申候、若勘定相違^茂仕候ハ、重^而仕直シ差上可申候、仍如件

寛延二年巳八月 名判

右御兩人様

筵皮御米太賃目録

一、御米千八十一太 麻屋ノ請取

此太賃錢百八貫百文 但一太二付

御米二千六百六十二俵分、一俵一文ツ、

一、錢二貫二百ト五十文 番賃

二口錢ノ百拾貫三百ト五十文

此金二十五兩ト錢八百七十文

右之通御米太賃・番賃不殘請取相濟申候、以上

右同断

右御兩人様

覺

一、竹刀百八十三本

一、棒百四十五本

舟ちん一貫三百文

此金一分・百四十九文

右^者岩測ノ鰈沢迄舟ちん請取相濟申候、以上

巳八月 名判

右御兩人様

覺

一、金七兩・錢七百四十二文 御上下三百二十九人

御雜用御一人百文ツ、

兩替四貫五百九十文

右之通御雜用不殘請取相濟申候、以上

巳八月十五日 名判

右御兩人様

差引目録

御米買上目録金高

一、金千二百六兩・銀十四匁一厘

筵皮御米買上目録金高

一、金七百四十八兩・銀十三匁三分六厘

御米太賃金

一、金二十五兩 辰ノ十一月廿一日請取

同断

一、金三十四兩 辰十二月十四日請取

四口金ノ二千十三兩一分・銀十二匁三分七厘

此錢九百四十五文

右之内

金百兩

同三百二十七兩

辰十一月廿日上納

同十二月五日上納

同十五兩	同上納	金十七兩、十五日二府中上納可仕筭	六百三十六俵	通馬
金百三十四兩	辰十二月十四日上納	殘金百八兩一分・錢六百五十一文	此度上納仕候	
同二十四兩	同十七日上納	右之通差引相違無御座候、殘金之儀 ^者 来月御国元江上納可仕候、若勘定違 ^茂 仕候ハ、重 ^而 仕直差上可申候、以	上	
同百五十兩	同廿六日上納	寛延二年	已八月十五日	名判
同二百五十兩	已三月廿四日上納	稻垣八郎兵衛殿	安江源太兵衛殿	
同五十兩	同廿五日上納	已年御米目録	午ノ五月仕切	
同百七十兩	四月廿四日上納	一、御米三百二十五駄	一、同三百十八駄	
同百兩	同廿八日上納	一、同二十三太	一、同七百八十六太	
同百兩	五月十七日上納	四口メ千四百五十二駄	此俵数二千九百四俵	
同百兩	同十八日上納	右之内	百三十俵	餅御米
同二百兩	六月廿八日上納	六百三十六俵	通馬	
十三口メ千七百二十兩	上納金高	此弘	御米	
御米駄賃目録金高		百五十四俵	岩測下	
金二十九兩三分・錢六百六十七文		内百三十俵	餅御米	
御米運賃目録金高		二十四俵	真米	
金十兩三分・錢五百八十五文		同二百八十九俵	通馬	
御膳米目録金高		内十二俵	通馬	
金一兩二分・錢六百六文		同二百六十八表	已冬御弘	
筵皮御米駄賃目録金高		同二百	同断	
金二十五兩・錢八百七十文		同四百二十六俵	通馬	
四口金メ六十七兩・錢二貫七百三十六文	此金二分・五百四十六文	同七百七十二俵	同断	
二口金メ六十七兩二分・錢五百四十六文	兩替四貫三百七十六文	同四十二俵	同断	
竹刀舟賃		同七百五十三俵	今度御弘	
錢一貫三百文		内百九十八表	通馬	
此金一分・錢百四十九文		八口メ二千九百四俵	内三十俵	餅御米
御雜用金高				
金七兩・錢七百四十二文				
三口錢メ一貫四百四十一文				
此金一分・錢二百九十文				
五口金メ千七百九十五兩下錢二百九十文				
惣差引殘金二百十八兩一分下錢六百五十一文	兩替四貫五百九十文			
右之内				
金百兩 ^者 来月御国元江上納可仕候				
預り切手指出置候				

四十七駄 此錢六貫二百六十四文 七百三十九駄 一太二付 百九文ツ、 此錢八十貫八百二十七文 錢二貫四百五十四文 若尾番賃 三口錢ノ八十九貫五百四十九文 此金二十一兩・錢八百二十五文 兩替四貫二百二十四文 右之通太賃金不殘請取相濟申候、仍而如件 右同斷	一駄ニ付百三十二文ツ、 同三百七十五俵 同二百五十三俵 御米十二俵 五口ノ八百四十四俵 右之通御米請取相違無御座候、仍而如件 寛延三年午五月 右御兩人 名判	當春御払 同斷 今度御払 座候ハ、重而仕直差上可申候、仍而如件 右同斷 名判
御米運賃目録 一、御米百五十四表 岩測下 但十俵二付 銀十四匁七分五厘 此運賃銀二百二十七匁一分五厘 此金三兩三分・銀二兩一分五厘 此錢百四十九文 御米二千九百四俵分、一俵一文ツ、 一、錢三貫二十四文 番賃 一、金一兩二分 增番賃 一、錢三百文 舟指拝領 三口錢ノ三貫四百七十三文 此金三分・錢三百七文 三口金ノ六兩卜錢三百七文 兩替四貫二百二十四文 右之通運賃・番賃不殘請取相濟申候、仍而如件 右同斷	筵皮御米太賃目録 一、御米四百九太 此太賃錢四十貫九百文 一太ニ付百文ツ、 番賃 二口ノ四十一貫七百五十文 此金九兩三分卜錢五百五十六文 兩替四貫二百廿四文ツ、 右之通太賃金請取相濟申候、仍而如件 右同斷	上ノ諏方ノ請取 一太ニ付百文ツ、 番賃 一、同二十六本 小荷一つ 岩測ノ 舟賃百二十四文 鰍沢迄 一、同十一本 一、合羽二箇 小荷二つ 岩測ノ 舟ちん二百文 鰍沢迄 四口錢ノ六百七十二文 右之通運賃・駄賃御渡被下、慥ニ請取申候、以上 右同斷
筵皮御米請取目録 一、御米四百二十二駄 此俵数八百四十四俵 内二十六俵 此払 御米百九十三俵 同十一俵 南部下 甲府送り	筵皮御米買上目録 一、御米三百七十五俵 金十兩二付 二十六俵八分カヘ 代金百三十九兩三分・銀十匁五分二厘 一、御米二百五十三俵 金十兩二付 二十六俵四分カヘ 代金九十五兩三分・銀五匁 一、同十二俵 金十兩二付 二十五俵カヘ 代金四兩三分卜銀三匁 俵数ノ六百四十俵 代金ノ二百四十兩二分卜銀三匁五分二厘 右之通御米買上代金不殘差上相濟申候、若勘定相違茂御	一、素路籌八十二本 舟賃二百二十四文 岩測ノ 鰍沢迄 太賃百二十四文 甲府迄 一、同二十六本 小荷一つ 岩測ノ 舟賃百二十四文 鰍沢迄 一、同十一本 一、合羽二箇 小荷二つ 岩測ノ 舟ちん二百文 鰍沢迄 四口錢ノ六百七十二文 右之通運賃・駄賃御渡被下、慥ニ請取申候、以上 右同斷
差引目録 御米買上目録金高 一、金八百八十四兩三分・銀一匁七分 筵皮御米買上目録金高	右之通御雜用御渡被下、不殘請取相濟申候、以上 午五月 右御兩人様 名判	

一、同二百四十兩二分・銀三匁五分二厘 御米太賃金請取 一、同四十兩 三口金ノ千百六十五兩一分・五匁二分二厘 此錢三百六十五文	右之内 金百八十兩 已十二月十七日上納 同百二十兩 同廿日上納 同三百八十兩 同廿六日上納 金百五十兩 午三月五日上納 四口金ノ八百三十兩上納 御米太賃目録金高 金二十一兩・錢八百二十五文 同運賃目録金高 同六兩・錢三百七文 筵皮御米太賃目録金高 同九兩三分・錢五百五十六文 同府中送太賃 錢九百十六文 御藏御修覆御入用金 金三分・錢六百四十八文 筭・合羽運賃錢 錢六百七十文 御雜用金目録金 金五兩三分・錢六百六文 七口ノ金四十三兩一分 錢四貫五百三十八文 此金一兩・錢三百十四文 惣金ノ八百七十四兩一分 差引残 金二百九十一兩・錢五十一文 右之内 金百三十六兩 五月廿四日上納 銀五十一匁 金三十五兩 同二十七日、府中二 殘金百二十兩御末迄	右之通差引相違無御座候、殘金之儀来月早速御国元 ^江 差 上御上納可仕候、為後日之、仍而如件 寛延三年 午五月廿四日 右御兩人様 一、金百九十五兩 右之内 金六十五兩 金十三兩 同十三兩 金十三兩 同四年 未六月四日上納 申八月廿七日上納 酉九月十四日上納	寛 御上下七人分 右之通御雜用儲ニ請取相済申候、以上 午五月廿五日 御兩人様 六月仕切 一、御米三百四十七太 一、同四十駄 一、同六駄 一、同四百十六駄 一、同百五十六駄 一、同八百六十一太 ノ千八百六十六太 此俵数三千七百三十二俵 此払 百六十八俵 岩測下 内百三十俵 餅御米	四百四十三俵 南部下 内八十俵 通馬 三百二十二俵 通馬 冬御払 三百十六俵 通馬 同断 三百二十俵 同断 五百七俵 同断 五百八十俵 当春御払 六十四俵 通馬 今度御払 千十二俵 同断 ノ三千七百三十二俵 内九百十二俵 通馬 右之通御米請払相違無御座候、仍而如件 寛延四年未六月 名判 稻垣八郎兵衛殿 吉田源次兵衛殿 御米買上目録 一、御米三百二十二俵 通馬 金十兩二付 代金百兩 三十二俵二歩かへ 一、同三百十六俵 通馬 金十兩二付 代金百兩 三十一俵六分かへ 一、同三百二十俵 金十兩二付 代金百兩 三十二俵かへ 一、同五百七俵 金十兩二付 代金百五十兩 三十三俵八分 一、同五百八十俵 金十兩二付 代金二百兩 二十九俵かへ 一、同六十九俵 通馬 金十兩二付 代金二十二兩三分・六匁四分三厘 二十八俵かへ 一、同千十二俵 代金三百五十六兩一分・銀五匁二分八厘 ノ三千二十一俵 代金千二十九兩・十一匁七分一厘 右之通御米買上代金差上相済申候、若勘定相違も御座 候ハ、重而仕直シ差上可申候、仍而如件 寛延四年未六月
--	--	--	---	--

右御兩人様

御米太賃目録

一、御米百五十六太

此錢二十二貫百文

青木分

一太二付

百四十文ツ、

藏敷共二

一、同八百六十一太

此錢九十四貫百六十九文

若尾分

一太二付

外二貫六百八十七文

錢ノ百十八貫九百六十文

若尾藏敷

内四十三貫八百三十二文

金十兩分

七十四貫九百二十四文

金十八兩分

金ノ二十八兩ト錢二十四文

四貫百六十文ツ、

右之通御米太賃金不殘請取相濟申候、仍而如件

未六月

右御兩人様

御米運賃目録

一、御米百六十八表

此船數五艘二歩五厘

岩瀨下ケ

但一艘三十二俵

賃永七百八十六文六分

舟賃金四兩・七匁七分八厘

此錢五百三十八文

御米三千七百三十二俵分、一俵一文ツ、

一、錢三貫八百八十四文

番賃

一、金一兩二分

増番賃

一、錢三百文

舟指押領

錢ノ四貫七百二十六文

此金一兩・五百六十二文

惣金ノ六兩二分・錢五百六十二文

兩替四貫百六十文

右之通御米舟賃・番賃不殘請取相濟申候、仍而如件

未六月

右御兩人様

覺

一、錢二十一貫九百文

御上下二百十九泊り
御雜用御一人百文ツ、

此金五兩一分・錢三十五文

右之通御雜用金請取相濟申候、以上

未六月四日

右御兩人様

差引目録

御米買上目録金

一、金千二十九兩・銀十一匁七分一厘

同太賃金

一、同六十兩請取

二口ノ金千八十九兩・銀十一匁七分一厘

此錢八百四十二文

右之内

金二十兩

同二百二十五兩

十二月朔日上納

同五十兩

同日上納

同百五十五兩

同十八日上納

同百兩

三月十七日上納

同百兩

同十八日上納

同百三十兩

五月廿五日上納

同百二十兩

五月廿六日上納

九口ノ千兩

六月四日上納

御米太賃目録金

金二十八兩・錢二百四文

同舟賃目録金

同六兩二分・錢五百六十二文

竹刀舟賃

錢七百元

御雜用目録金

金五兩一分・錢三十五文

四口ノ金三十九兩三分・一貫五百九文

此金一分・四百六十六文

惣金ノ千四十兩・錢四百六十六文

金二兩・錢三百四十二文 六月四日上納

兩替四貫百六十文ツ、

差引殘金四十七兩

金十五兩者 壬六月朔日上納、金三十二兩七月廿日上納、

皆済

右之通差引相違無御座候、殘金之儀当月末迄ニ御国元江

急度上納可仕候、為後日仍而如件

寛延四年未六月四日 名判

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

未年御米請取目録

一、御米四百七十二駄

一、同四百駄

一、同五十二駄

一、同二駄

一、同七百十二太

一、同四百九十四太

六口ノ二千三百三十二駄

此俵四千二百六十四俵

此払

七百二十二俵

四百四十五俵

内八十八俵 通馬

二千六百六十九俵

四百五俵

五百二十三俵

内百九十八俵 通馬

五口ノ四千二百六十四俵

内九百八十八俵 通馬

右之通御米請相違無御座候、仍而如件

宝曆二年申八月 甲州鯉沢河岸御米問屋

名印

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

御米買上目録

一、御米七百二俵 通馬 金十兩二付

一、御米七百十五俵 代金二百十兩・銀十匁七分八厘 三十三俵四分かへ

一、御米七百五十二俵 代金二百一十一兩二分・銀二匁三分一厘 三十三俵八分かへ

一、御米七百五十二俵 代金二百一十一兩二分・銀二匁三分一厘 三十四俵四分かへ

一、御米七百七俵 代金二百十八兩二分・銀六匁二分八厘 二十九俵四分かへ

一、御米百七俵 代金三十六兩一分・銀八匁六分七厘 二十九俵四分かへ

一、御米百八十九俵 通馬共二 金十兩二付 二十九俵かへ

一、御米百九俵 代金六十五兩・銀十匁三分四厘 三十一俵かへ

一、御米百九俵 代金三十五兩・銀九匁六分八厘 三十一俵かへ

一、御米四百三十九俵 通馬共二 金十兩二付 四十俵二分かへ

一、御米八十四俵ねた付 金十兩二付 四十五俵かへ

一、御米八十四俵ねた付 金十兩二付 四十五俵かへ

一、御米八十四俵ねた付 金十兩二付 四十五俵かへ

一、御米八十四俵ねた付 金十兩二付 四十五俵かへ

一、御米八十四俵ねた付 金十兩二付 四十五俵かへ

一、御米八十四俵ねた付 金十兩二付 四十五俵かへ

一、御米八十四俵ねた付 金十兩二付 四十五俵かへ

年号

右御兩人様

御米駄賃目録

一、御米四百七十二駄 若尾合 一太二付 百九文ツ、

一、御米四百七十二駄 此太賃錢五十一貫六百二十四文 若尾藏敷 一太二付三文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 青木合 一太二付 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

一、御米四百駄 此駄賃錢五十六貫六百六十四文 但藏敷共二 百四十文ツ、

此金一兩一分・錢四百三十文

金ノ十九兩 兩替四貫三百文

二口ノ金二十兩一分・錢四百三十文

右之通御米運賃・番賃請取相済申候、仍而如件

年号 右御兩人

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

一、御米千二百十駄 筵皮御米請相目録 上諏方

月日	代金三十五兩・銀二匁一分九厘	金八十兩	五月廿九日
	一、御米二百四十八俵 金十兩二付	御国元 ^江 上納	
月日	代金八十兩	金二十兩	八月三日上納
	一、御米四百六十俵 金十兩二付	六口 ^メ 金九百五十一兩一分	
月日	代金百十七兩一分・銀五匁八分二厘	錢三十七文	
	一、御米二百俵 ちりくるミ 金十兩二付	引残り	
月日	代金四十五兩一分・銀十二匁二分七厘	金三百七十二兩二分	
	一、溢米三俵 ねた付 金十兩二付	右之納	
月日	代金二兩・銀三匁三分三厘	御米舟賃目録金高	
	六口 ^メ 御米千三百三十三俵	金二十兩一分・錢四百三十文	
月日	代金 ^メ 三百十八兩二分・銀一匁二分五厘	御米太賃目録金高	
	此錢八十六文	金二十五兩一分・錢一貫二十文	
月日	兩替四貫三百文	筵皮御米運賃・太賃目録金高	
	筵皮太賃・運賃目録	金八十二兩三分・錢二百十四文	
月日	一、御米二千二百太分 上諏方	ねた木買入金	
	錢百二十一貫文	金二分・錢六百八十文	
月日	一太二付百文ツ、	工印舟 ^ノ 代	
	工印	錢六百五十四文	
月日	一、御米二千五十五俵 岩瀨下ヶ	御雜用目録金高	
	此舟數六十八艘五分 但一艘三十俵ツミ	金七兩三分・九百七十二文	
月日	賃永七百八十六文六分	六口 ^メ 金百三十六兩二分	
	此銀四十七匁二分	錢三貫九百七十八文	
月日	運賃金五十三兩三分・銀七匁九分三厘	此金 ^メ 百三十七兩一分	
	此錢五百六十六文	七百五十四文	
月日	一、錢三貫三百四十四文 番賃	惣差引	
	金 ^メ 五十三兩三分	金二百三十五兩一分	
月日	錢 ^メ 百二十四貫九百十四文	内金百兩	
	此金二十九兩・錢二貫十四文	來月廿日迄ニ	
月日	二口 ^メ 金八十二兩三分・錢二百十四文	御国元 ^江 上納可仕候	
	兩替四貫三百文	引	
月日		金百三十五兩一分	
		錢三十三文	
月日		今度上納	
		右之通差引相違無御座候、殘金百兩、來月御国元 ^江 急度上納可仕候、為後日仍如件	

宝暦二年

中八月廿七日

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

覚

一、金十三兩、未年分御年賦金上納仕候
八月廿七日

申御米御払

一、御米九百六十一駄 荊沢

一、同百八十二駄 葦崎

一、同五百六十九駄 金沢

一、同六百四十四駄 若尾

一、同百三十七駄 青木

一、同一駄 台ヶ原

六口ノ二千四百九十四駄 請取高

此請取四千九百八十八俵

此払

三百俵

忠右衛門御渡し
内二百三十五俵 通し馬

三百三十俵 南部下ヶ

内二十四俵 通し馬

百五十三俵 岩渕下ヶ

内百三十俵、餅御米 通し馬

四百六俵 通し馬 冬御払

四百十九俵 右同断

内三百四十三俵 通し馬

二千二百八十四俵 右同断

六百六十三俵 春御払

四百三十三俵 夏御払

八口ノ四千九百八十八俵

内千三百三十八俵 通し馬

右之通御米御払相違無御座候、以上

宝暦三年酉九月 甲州鯨沢河岸

川住忠右衛門

稲垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

御米買上目録

一、御米四百六俵 金十兩二付

代金百兩 四十俵六分買

一、同三百四十三俵 通し馬 金十兩二付

代金八十一兩三分ト六匁七分 四十一俵九分買

一、同七十六俵 右付

代金十七兩三分ト十三匁一厘 四十二俵三分買

一、同二千二百八十四俵 右付

代金五百三十九兩三分・十二匁一分六厘 買も同

一、同六百六十三俵 同四十四俵二分買

代金百五十兩 同四十六俵六分買

一、同四百三十三俵 代金九十三兩と七匁一分

六口俵数 六千二百五俵

代金ノ九百八十二兩三分・八匁九分七厘 此錢六百四十一文

兩替四貫三百文買

右之通御米買上代金差上相済申候、若勘定相違御座候

ハ、重^而仕直差上可申候、以上

宝暦三年酉九月 宛所同断

御米駄賃目録

一、金三兩三分ト銀六分六厘 岩渕下駄賃

但御米百五十三俵分 此錢四十五文

一俵ニ付銀一匁四分七厘四毛九ツ、

一、錢七十二貫四百七十八文 若尾ノ駄賃

但御米六百四十四駄 一太ニ付百十二文ツ、番賃共二

一、同十九貫四百八文 青木ノ駄ちん

但御米百三十七駄分

一駄ニ付百四十五文ツ、

一、同五貫百九十二文 番ちん

但御米四千九百八十八俵分

一俵ニ付一文宛

一、金一兩二分 増し番ちん

一、錢三百文 船差拝領

六口ノ金五兩三分

錢九十七貫四百一文

二口金ノ二十七兩三分ト錢六百四十九文

此金二十二兩二分・錢六百四十九文

右之通御米駄ちん・船賃不殘請取相済申候、以上

宝暦三年酉九月

宛所同

筵皮御米御払

一、御米四百九十五駄 芳野やノ請取

此俵数九百九十俵

此払

百十四俵 冬御払

四百二十四俵 春御払

四百五十二俵 夏御払

三口ノ九百九十俵

右之通御米御払相違無御座候、以上

宝暦三年酉九月

筵皮御米買上目録

一、御米百十四俵 金十兩二付

代金二十九兩三分ト五匁五分八厘 三十八俵二分買

一、同四百二十四俵 同

代金百兩 四十二俵四分買

一、同四百五十二俵 同

代金百一兩一分ト五匁七分二厘 四十四俵六分買

三口俵数ノ九百九十俵

代金ノ二百三十一兩と十一匁三分

此錢八百九文

兩替四貫三百文買

右之通御米買上代金不殘差上申候、若勘定相違も御座候ハ、重^而仕直し差上可申候、以上

宝曆三年酉九月

筵皮御米駄賃目録
一、錢四十九貫五百文 芳野やゝ之駄ちん
但御米四百九十五駄分

一太二付百文ツ、

一、同一貫三十文

番ちん

但御米九百九十俵分

一太二付一文ツ、

二口ノ五十貫五百三十文

此金十一兩三分ト錢六文

兩替四貫三百文

右之通御米駄ちん・番賃不殘請取相済申候、以上

宝曆三年酉九月

覚

一、錢二十六貫三百文 御上下二百六十三泊り

此金六兩ト五百文

右之通り御雜用御渡シ被下、不殘請取相済申候、以上

宝曆三酉九月

御兩人様

差引目録扣

御米買上目録金高

一、金九百八十二兩三分ト銀八匁九分七厘

筵皮御米買上目録金高

一、金二百三十一兩ト銀十一匁三分

一、金二十五兩 御米駄賃金

一、金五十兩 右同斷

四口金

ノ千二百八十九兩・銀五匁二分七厘

此銀三百八十一文

内

金三百五十兩

申十二月十五日上納

金二百兩

十二月十八日上納

金五十兩

十二月十八日上納

金五十兩

十二月廿日上納

金百兩

十二月廿四日上納

金百二十五兩

西ノ四月廿二日上納

金百二十五兩

五月上納

金百一兩

七月上納

八口金ノ千一百一兩

御米駄賃目録金高

金二十七兩三分ト錢六百四十九文

筵皮御米駄賃目録金高

同十一兩三分ト錢六文

御雜用目録金高

同六兩・錢五百文

竹刀舟賃申十二月分

同一分ト錢四十九文 請取

竹刀舟賃西八月分

同錢六百三十六文 請取

荊沢駄賃

錢四十一文 請取

右代三口^者金子請取候故ノ引

六口ノ金四十五兩三分

錢一貫八百八十五文

此金一分・錢八百十三文

惣金ノ千四百四十七兩・錢八百十六文

差引金百四十一兩三分・錢六百四十四文

右之内

金二十兩 松本上納

同三十兩 甲府上納

殘金九十二兩一分ト錢三百二文

右之通差引相違無御座候、殘金之義当月廿五日迄二御
元江上納仕可申候、以上

宝曆三年

西九月十五日

名印

稻垣八郎兵衛殿

吉田源次右衛門殿

一、金十三兩、申ノ年分御年賦金、酉九月上納

西之御米請取目録

一、御米五百九十一駄 荊沢ノ請取

一、同百三十七駄 荊沢ノ

一、同八百七十六駄 金沢ノ

一、同四百九十八太 若尾ノ

一、御米百二十四太 青木ノ

一、同七太 台ヶ原ノ

六口ノ二千二百三十三太

此俵数四千四百六十六俵

右之払

御米百三十七俵 岩渕下ヶ

同三百二十七俵、餅御米 南部下ヶ

同五百二十二俵、通馬

同千八百八十八俵、冬御払

同千三百四十五俵、通馬

内二俵、餅御米

御米千三十六俵 春御払

内二百三十二俵、通馬

同千四十三俵 今度御払

五口ノ四千四百六十六俵

内千七百五十二俵、通馬

右之通御米請取相違無御座候、以上

宝曆四戌年 甲州鰍沢河岸御米問屋

五月 名印

八田順右衛門殿

天野久右衛門殿

御米買上目録

一、御米五百四十三俵 金十兩二付

代金百五十兩 三十六俵二分かへ

一、同七百六十四俵 通馬 金十兩二付

代金二百兩	三十八俵二分かへ	右之通御米運賃不殘請取相済申候、仍而如件
一、同五百七十九俵 通馬	金十兩二付	月日
代金百五十兩也	三十八俵六分かへ	右同断
一、餅御米二俵 通馬	金十兩二付	右同断
代金二分ト銀二匁五分八厘	三十八俵かへ	覚
一、御米六百九俵	金十兩二付	一、金六兩一分・百六十六文 御上下二百七十二泊
代金百五十兩二分ト十四匁五分五厘	四十俵四分かへ	右之通請取
一、同二百三十俵 通馬	金十兩二付	四貫三百かへ 御一人百文ツ、
代金五十七兩二分	四十俵かへ	右之通請取
一、御米百九十俵	金十兩二付	一、金三分・三百五十文 押竹代
代金四十六兩三分ト三匁五分七厘	四十俵五分九厘かへ	一、同二十兩ハ請取
一、同千四十三俵	金十兩二付	右之御藏御修覆諸入用不殘請取相済申候、以上
代金二百八十兩一分ト七匁五分八厘	三十七俵二分かへ	右同断
一、同七俵 但三斗三升入 金十兩二付	四十俵八分七厘	右同断
代金一兩二分ト五匁七分四厘	俵数合三千九百六十七俵	
代金ノ千三十七兩二分ト三匁二厘	此錢二百十六文	
右之通御米買上代金不殘差上相済申候、若勘定相違 ^茂 御座候ハ、重 ^而 仕直可申候、仍而如件	月日	
右御兩人	名印	
筵皮御米請払目録		
一、御米二十四俵	大坂屋 ^ノ 受取	
此分当地御払		
右之通御米請払相違無御座候、以上	月日	
右御兩人	名印	
筵皮御米買上目録		
一、御米二十四俵	金十兩二付	
代金六兩三分ト六匁四分三厘	三十五俵かへ	
右之通御米買上代金不殘差上相済申候、若勘定相違も御座候ハ、重 ^而 仕直可申候、仍而如件	月日	
右同断		
御米駄賃目録		
一、御米百二十四駄	青木 ^ノ 請取	
此太賃錢十七貫五百六十四文	但一太二付百四十文ツ、	
番賃共二		
一、同四百九十八太	若尾 ^ノ 請取	
此太賃錢五十四貫四百六十六文	但一太二付百九文ツ、	
外二錢一貫五百五十四文	若尾番賃	
錢ノ七十三貫五百八十八文、兩かい四貫三百文かへ	此金十七兩ト錢四百八十八文	
右之通御米太賃金不殘請取相済申候、以上	月日	
右同断		
御米運賃目録		
一、御米百三十七俵	岩淵下ケ	
此舟賃金三兩一分ト七匁六厘	此錢五百六文	
但一艘三十二俵積、四十七匁二分	一俵二付一匁四分七厘四九ツ、	
御米四千四百六十六俵分、一俵一文ツ、	一、錢四貫六百長五十文 番賃	
筵御米廿四俵分、同断	同断	
一、同二十四文	同断	
一、金一兩二分	増番賃	
一、錢三百文	舟指拝領	
錢ノ五貫四百八十文、兩かい四貫三百文かへ	此金一兩一分ト百八文	
金ノ六兩ト錢百八文		
御米買上目録金高		
一、金千三十七兩二分・銀三匁二厘	筵皮御米買上目録金高	
一、同六兩三分・銀六匁四分三厘	西十一月十日御米太賃・運賃金	
一、同二十兩ハ請取	十二月廿二日	
一、同二十兩請取	金高合千八十四兩一分・九匁四分五厘	
此錢六百七十四文	兩かい四貫三百文ツ、	
右之内		
金十兩	西十二月七日	
同二百兩	同十二日	
同二十五兩	同十八日	
金百九十兩ハ	十二月廿一日	
同五十五兩二分ハ	同廿二日	
同百五十兩ハ	戊十二月廿八日	

同四十六兩三分 同日
三匁五分七厘 同三月十五日
同六十兩八
小以七百五十七兩一分・三匁五分七厘
右ハ御返ニ参り御上納仕候分 此錢二百五十四文
御米太實目録金
金十七兩・錢四百八十八文
同運賃目録金
同六兩十百八文
御藏御修覆金
同三分・三百五十文
御雜用金
同六兩一分・百六十六文
小以三十兩一分・四十二文
二口メ七百八十七兩二分・三百文
差引残り金二百九十六兩三分・三百七十四文
内
金八十兩八 当月十五日松本^江上納可仕候
同二百十六兩三分 五月四日上納
三百七十四文
右之通差引相違無御座候、以上
宝曆四戌年 名印
五月
八田順右衛門殿
平野久右衛門殿
是ハ仕切帳新長ニ仕申候
松本
問屋 忠右衛門
（裏表紙）
「甲州鰍沢」「」
松本御米問屋
河住忠右衛門「」

(二) 新河岸故障出入御裁許写（山梨県立博物館
所蔵甲州文庫、歴一〇〇五―一〇〇三―
〇二一〇六四） 宝曆四（一七五四）年二月

「宝曆四戌年
新河岸故障出入御裁許写」

宝曆四戌年
大屋奎之助様御役所^二而御取調之上御差出ニ被成、駿州
岩瀨村并蒲原宿^江岩本^江相掛候新河岸故障出入御裁許写

差出申一札之事

一、駿州庵原郡岩瀨村并蒲原宿奉訴上候^者、岩瀨村之儀
^者往古^江富士川渡船御用相勤、御役石二十石被下
置、慶長年中^江甲州御廻米河岸場被仰付、御用荷
物繼送之儀、河岸役ニ相勤候故を以、甲州^江積登塩
其外諸荷物岩瀨村^二而數年取捌、甲州黒沢・鰍沢・
青柳三河岸之船頭宿^も仕、右助成を以婦士（富
士、以下同）川船渡御用并甲州御廻米御用等取統
相勤来候处、近年甲州御廻米、駿州婦士郡岩本村
江河岸場相立、富士川通船被仰付候様願人有之候
砌、故障有無之義御代官大屋奎之助様より岩瀨村^江
御尋ニ付、河岸場替候^而渡世之障及難義候間、願
人申上候御益筋之儀、岩瀨村引受冥加金奉差上旨、
御願申上候様御吟味之上岩瀨村願之通被仰付、其
節今年々冥加金奉差上候、前々之通渡世ニ致来候
所、今般岩本村之者共新河岸取立、前々不取捌塩
荷物甲州^江為積登、誠ニ岩瀨村^江止宿致来候、鰍沢
之船頭を右村^江馴合引附宿いたし并（挿入）「岩瀨
村渡世之助成ヲセリ落シ候ニ付及難儀ニ并〇」○
蒲原宿之者共ハ同国清水湊^二而塩荷物積受、岩瀨村^江
江付送り、運賃・駄賃・庭錢・口錢取来、宿役勤候
助ケニ仕候处、岩本村ニ新河岸相立候^而、右之助
成相減シ宿役勤兼候間、岩本村新河岸御停止被仰
付、塩荷物不取捌様仕度旨申上之候
一、同国富士郡岩本村答上候^者、富士川渡船御用岩本村
二^而も三分一引受相勤御役扶持も被下置、甲州御

廻米之儀も、慶長年中婦士川通船初候節^江岩本村^江
河岸場被仰付、塩并諸商荷物等甲州へ積登、取捌
仕来候所、其以後御廻米岩瀨村^江河岸場被仰付候
より自然^与岩本村諸荷物積登候取捌方衰微仕、村方相
痛塩荷物買受難相成、前々之通取捌方^者中絶仕候得
共、少々ツ、ハ只今以積登候处、岩瀨村之者共新
河岸^与申立、塩并諸荷物積登ニ相障候義、難心得候、
且亦船宿之儀も是迄参掛頼候間、宿いたし候義岩
瀨村^江不構差候故、止宿為致来候、鰍沢村船頭之
宿いたし候義ハ、右村船頭へ対シ岩瀨村之者不埒
之致方有之ニ付、岩本村^二而宿いたし呉候様、其上
証文取之鰍沢村^江相願候ニ付、宿いたし候義^二而
^者、鰍沢村^二馴合、岩瀨村渡世之助成をせり落シ候
詔^者無之候、塩荷物之儀も同国沼津湊^江買受、婦
士川東村々を繼送り、甲州へ積登候ニ付、岩瀨村
障候^而相成不申所、川隔テ郡違之地村渡世ニ差障
候段、却^而難心得^与申上之候、右出入初發御代官大
屋奎之助様^江願出、右御役所^二而御吟味之上御裁許
御申渡被成候所、岩瀨村・蒲原宿之者共ハ御受証
文印形差上、岩本村之者共ハ御請印難決仕候ニ付、
当御奉行所^江奎之助様^江御差出ニ相成、双方被召出、
再応被為遂御吟味候处、双方^江申立候富士川渡船
御用相勤候義并甲州御廻米河岸場被仰付候義^者、御
割符ニも相載有之候得共、塩并諸商荷物取捌之儀
^者、仕来まで^二而、何方^江被仰付候^与申証等も無之、
畢竟御廻米河岸場被仰付候ニ付、連々^与諸商荷物積
登取捌も致来候筋ニ紛無之被思召候、次ニ相手方
岩本村之者共、塩荷物不取捌候^而渡世難義之事ニ
候ハ、數年中絶可致様無之、少々宛ハ不絶積登
候由申上候得共、年々之仕切帳面も無之、申上候
趣証等無之、次ニ塩荷物沼津浦より買請、川東村々
繼送、甲州^江為積登、川西村々之障^二者不相成、前々
右之通取捌来候由申上候ニ付、清水湊并甲州三
河岸之もの共被召出、御吟味被遊候所、青柳・鰍
沢之者共、岩瀨河岸限候^而塩荷物メ売も可致哉ニ
付、富士川東^江も岩本村^二不限塩揚場有之候様仕度
旨申上候、黒沢・清水湊之者ともハ、是迄岩瀨一

ト河岸ニ^而差支無之処、川東^江塩揚場相立候^{而者}、駿
州・甲州村々繼場渡世ニ相障難義之旨申上之、何
れも岩本村塩荷物積登候証^二者不相成、旁以岩本
村申分難相立候、殊ニ岩測ニ^而宿致来候^一鰍沢船頭、
右村方々願候^一迎も岩測村へ一応之対談も不致宿い
たし候段、不埒之儀ニ被思召、次ニ訴訟方岩測村
御吟味之上申上候、岩本村茶荷物所々之者共産物
等甲州へ為積登候義并甲州村々船参還り宿頼候義、
止宿いたし候分^者差構無之旨申上之候、依之被仰渡
候^者、以来岩本村之もの共茶荷物并所々産物等甲州
へ為積登候義ハ格別、塩荷物之義^者決^而積登間敷并
参還り宿頼候船頭ハ、止宿為致候共相極船宿致候
義堅仕間敷候、岩測村之者共塩荷物メ壳等、決^而仕
間敷候、甲州村々船頭共へ対し疎略之儀致間敷候、
且亦岩本村之もの共最初奎之助様御役所ニ^而御吟味
之上申分難立段、御書印形差上^二及、御裁許御受
印及難洪候義不届ニ付、急度御咎可被仰付候得共、
御有免ヲ以名主・組頭手鎖宿預ヶ被仰付、百姓代
共^者急度御叱被置候間、已来之儀^者相慎ミ可申候、
勿論双方此度之出入之義、心底ニ不埒和融いたし、
重^而及異論間敷旨、被仰渡候趣、双方一同奉承知難
有奉畏候、村方ニ相残り候百姓共へも右被仰渡之
趣、逐一申聞、一統ニ急度可奉相守候、聊も相背
候ハ、御咎メ可被仰付候、為後証連判一札差上申
所仍^而如件

大屋奎之助御代官

駿州庵原郡岩測村

名主

宝曆四年戊 訴訟方 弥兵衛

十二月五日

百姓代

弥三右衛門

問屋代

喜三右衛門

同

喜右衛門

同

八左衛門

名主

久右衛門

同国同郡蒲原宿

問屋

忠左衛門

年寄

市郎右衛門

塩茶賄人惣代

市郎兵衛

名主代

又左衛門

同国婦土郡岩本村

名主

相手方 平兵衛

組頭

与五右衛門

同

与次兵衛

同

六右衛門

同

源兵衛

同

百姓代

政右衛門

同

豐四郎

御奉行所

前書被仰渡候趣、私共も被召出、一同ニ奉承知候、且
亦鰍沢之者共岩測村ニ^而船頭へ対シ疎略之義有之候ハ、
得^与可相糺処、其義無御座候、船頭共之申口而已ヲ相用
ひ、岩本村へ船頭宿引替候段不届致方ニ候間、以来岩
測村致方不埒之筋も相聞候ハ、委細相糺、御代官様御
役所へ申上、御差図次第可仕旨被仰渡奉畏候、依之奥
書印形差上申候、以上

上倉彦右衛門御代官所

甲州巨摩郡鰍沢村

船頭惣代

久左衛門

名主

友七

同

政右衛門

同人御代官所

同郡青柳村

問屋代

庄兵衛

船頭惣代

磯右衛門

泉本儀左衛門御代官所

甲州八代郡黒沢村

名主代

長百姓

市郎右衛門

問屋

勘左衛門

駿州有渡郡清水湊

名主

善右衛門

年寄

清右衛門

問屋代

平右衛門

右駿州庵原郡岩測村蒲原宿

同婦土郡岩本村へ掛新河岸差障出入御裁許

御証文之写

(三) 蒲原舟揚につき乍恐別紙書付を以奉願上候(山

梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五―

〇〇三―〇一六四一二)

宝曆七(一七五七)年八月

乍恐別紙書付を以奉願上候

一、甲州三郡御廻米、同国三河岸船ニ分川下ケ之儀、只

今迄駿州岩渕村^江舟揚致、夫^ハ浦原宿迄陸附二御座候處、岩渕村之儀、駒場二も無御座候間、其所二牛馬等も多無御座、近在^ハ罷出、附送申候所、大数之御米二御座候得^者、抄取不申、翌年五・六月比迄相懸申候、岩渕二而手問取候二付、乍恐御失費も相立、其上甲州一国之百姓難儀二も罷成候儀と奉存候、此儀^者駄賃下直二付、牛馬人足等之渡世二引合不申候故、出方少ク九月^ハ霜月迄^者麦作仕付方二取懸り、極月・正月漸二ヶ月之間^者專御米附送り二罷出申候得共、二月^ハ往來御伝馬御用繁、御大名様方御參勤御使代二付、牛馬人足共二往來御用二も罷出、依之御米附送期月相延、附後レ申候二付、数月河原二積置候得^者、風雨日晒二も罷成、又^者土産付等も多、牛馬附下シ等二荷もめ仕、其上清水湊^江延着仕候二付、清水湊二而廻シ切等も多相立申候哉と奉存候、扱又廻船積立延引二罷成、五・六月二至出船仕、七・八月迄海上二相懸、江戸着仕候故、自然と御米受痛、沢手等も多出来仕候ハ、是又廻シ切等も多相立可申哉と奉存候、其上右之通数月雨湿日晒二罷成候御米二御座候得^者、御蔵^江相納り候^而も受痛等も多出来仕候ハ、御失費も相立可申儀と奉存候、就夫此儀乍恐私共数年勤弁仕候處、岩渕^ハ一里川下、浦原河原迄直二素通、浦原^江舟揚二被^者仰付候得^者、二月中二^者浦原皆着仕候間、天氣次第三月中二も江戸御蔵納迄相濟候様可罷成と奉存候、左候得^者一里之間御入用も減少仕、甲州三郡御百姓御救二も罷成候、子細^者是迄御四分様御支配下^ハ岩渕村^江も百姓四人罷出候所、此儀相止候間、此入用金并蒲原宿・清水湊・江戸御蔵前^江百姓都合十六人相詰、六・七月迄相懸り候處、三・四月月早ク相仕廻候得^者、此入用金凡五・六十兩余も減少仕候、廻シ切等之儀も雨湿日晒等二而受痛二罷成、升切仕候儀^者無益之失費二罷成候處、右之通抄取申候得^者、右之難義無御座、廻シ切等も少ク御座候ハ、是又國中百姓為二も宜と奉存候、其上米性能御蔵^江相納り候得^者、御失費も無御座と奉存候、依之乍恐私共奉願上候通、蒲原舟揚二被^者仰付被下置候得

者、天氣次第正三月中二浦原皆着仕候様御請負可仕候、左候^而早速清水^江小廻シ仕候得^者、此辺之儀^者春之間別^而順風二御座候間、二・三月中二江戸表^江皆着仕候様相成可申^者奉存候、左候得^者御廻米御抄取之上、御失費^者無御座候^而、却^而陸駄賃之内二而御益も相立、其上甲州中百姓御救二相成候儀と乍恐奉存候、御吟味之上被^者仰付被下置候ハ、御請負仕度、次第^者別紙相認奉願上候

(付紙)

「御米陸附之儀、只今迄岩渕村之者共御請負仕、為冥加分^与二十兩余御上納仕候由、然所二駿州松岡村之者共甲州^江塩荷物積登せ申度旨、御願申上候二付、其節岩渕村之者共相障、双方御吟味之上御城米取賄仕候場所^ハ為登荷物積出候様、御定被為遊候二付、三・四年以來御城米駄送之内、千七百四十二駄無賃二而相勤可申上候間、右冥加金之儀^者御免被成下候様申上候得^者、願之通被^者仰付候由奉承知候」

一、甲州^ハ米穀・煙草、其外清水湊^江差送り売買仕候儀も、岩渕村二而附送り之儀、御廻米さへ遅々仕候儀故、商人荷物之儀^者猶以遲滞仕候間、時之相場を見懸候^而差送候^而、内積之通着不仕、日柄延着二罷成候内二^者むれ腐等出来仕候儀も有之、又^者時之相場二売おくれ、損失仕候儀も間々有之候二付、諸商人^者難儀二存罷在候、依之百姓方二も産物売買手支申候得^者、御年貢御上納之差支二も罷成候、蒲原舟揚二罷成懸物等^者減少仕候上、内積之通無滞清水湊^江着仕売買仕候得^者、自然と商人手前金子手廻宜敷罷成候二付、百姓方産物売買之手都合宜相成申候二付、諸商人^者不及申、百姓御年貢御上納之為二も罷成候御儀と奉存候

右奉申上候通、蒲原舟揚二被^者仰付被下置候得^者、國中百姓商人迄御救二罷成候御儀と奉存候間、御吟味之上右願之通何卒私共二被^者仰付被下置候ハ、御用相勤申度、乍恐奉願上候、御慈悲を以被為^者仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上

宝曆七年巳八月 巨摩郡古市場村 願人 藤三郎(印)

同郡下石田村
同 弥七郎(印)
山梨郡上飯田村
同 久右衛門(印)

宮村孫左衛門様
鷺飼佐十郎様
岩佐郷藏様
町野惣右衛門様
御役所

(四) 三河岸出入御裁許写 (山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五—一〇〇三—一〇〇八四五)

明和六(一七六九)年九月

「明和六年

三河岸出入御裁許写

丑九月

差上申一札之事

一、私共出入被為遂御吟味候所、訴訟方青柳村之もの共ハ、三河岸同様船稼仕來候旨申上之、相手鰍沢之もの共ハ三河岸同「^江」無之、鰍沢村之儀^者口留御番所有「^江」信州^江之往還二、昼夜人馬「^江」相勤、商人荷物引請河岸之儀「^江」中富士川通船之始、鰍沢河岸・黒「^江」同様被仰付、青柳河岸其後以來仕「^江」既二鰍沢河岸二而降船いたし置、右降船ハ囲ひ人馬二相当鰍沢河岸二而、青柳河岸とハ別段之儀二有之、青柳河岸二而商荷物引受、旅人通船為仕候^而ハ、宿間之村方二而商荷物引請、旅人休泊為致候道理二相成、鰍沢村助成相減し、難義至極仕候間、繼場村々^江相掛り候之商荷物不引請并旅人通船不為仕、鰍沢村^江相掛り候之趣^者相立候様いたし、陸と河岸同様二而、且テ迄青柳村之もの船稼不仕旨、鰍沢村之もの共申上之、鰍沢村之儀ハ昼夜人馬囲置、往還人馬相勤、繼場村方二相違無御座候間、陸荷物鰍沢村^江引請可申儀二而、青柳之儀^者右人馬役不相勤、繼場村方二無之上^者、繼場村々^江可相懸陸荷物引請、旅人休泊可為仕義二

無御座候得とも、陸と河岸ハ別段之儀^二而、既ニ繼場村々^江相懸り候陸荷物、下り之分迄十五日ハ切石村、下十五日ハ八日市場村、登之分ハ甲府・荻沢^江繼送、一ヶ村^二而も繼場村繼越不申候所、陸荷物之分ハ繼村ヘ打越し、駿州岩瀨迄積送候段、陸と河岸別段之儀、歴然ニ候、実々陸と河岸同様ニ候て、右体御繼場村々を打越、通船可仕謂無之、尤鰍沢村降船いたし置、青柳村降船之儀ハ不慥ニ御取用ニ不相成、併鰍沢河岸と黒沢河岸ハ同様之旨、最初より申立候所、黒沢河岸降船之儀も青柳河岸同様不慥^二而、御取用ニ不相成候、然上^者降船いたし置候否を以可被及御沙汰ニ筋ニ無之、青柳村之義、鰍沢村・黒沢村同様、御廻米ハ勿論、其外諸事引請来り、三河岸同様取斗甲乙無之、延宝寅年黒沢村五郎左衛門・権兵衛運賃糶下ヶ候ニ付、青柳河岸・鰍沢河岸問屋幸兵衛、惣船頭相談之上、為極附船之村々迄連印之書付ニ鰍沢・青柳両村とも同様商ひ荷物引請、旅人之宿いたし候趣等認有之、別段之儀不相見、享保八卯年、其節御領主松平甲斐守様御渡被成候由^二而、鰍沢分差上候書付と同紙同文言同筆書付、是又右御領主今青柳村^江も御渡被成候由^二而、差上候書付ニ船賃割合・旅人乗合人数等之儀迄認有之、同十八卯年鰍沢村名主・問屋・長百姓・青柳村問屋連印書付ニ、信州御用米御買上、江戸御廻米被仰付、鰍沢村・青柳村両村河岸付駿州岩瀨^江積下り候節、御普請願書有之、元文三年年鰍沢村・青柳村・黒沢村名主・問屋・長百姓連印書付ニ商ひ荷物積請方、船賃割合申合有之、寛延二巳年御代官小川新右衛門様、飯田御陣屋分大坂^江御引越之節、青柳河岸分御乗船被成候御先触并大久保孫兵衛様御手代、岩瀨迄富士郡西山本門寺飯田迄、青柳河岸分乗船被致候書付有之、宝曆四戌年駿州岩瀨村蒲原宿迄、岩本村及出入、曲淵豊後守様御裁許証文御文語ニ、青柳・鰍沢両村之もの共^者、岩瀨河岸^江限候^而ハ塩荷物メ売^二も可致哉ニ付、富士川東^江茂^而岩本村不限、塩揚場有之候様仕度旨申上候段有之、実々青柳村之もの共船ハ稼不仕

候ハ、右体船稼仕来り候品々証拠所持可仕様無御座候、殊ニ十嶋村口留御番所留帳ニも、青柳河岸船人乗候儀相見、青柳河岸^江附船いたし相稼候村々之もの共御吟味之上、青柳申口ニ符合仕、勿論鰍沢・黒沢両河岸ハ慶長年中分始候由、鰍沢村申上候共、青柳河岸之儀も正保・慶安之古キ書物有之、寛文十二子年、青柳御檢地帳ニ河岸御蔵と有之候上ハ、縦鰍沢・黒沢両河岸分遅ク青柳河岸相立候とも、百年余已来之儀^二而、新河岸と申二ハ無御座、孰之河岸場・宿場・町場等^二而も、往古一時ニ可相立様無之、会式之節、鰍沢村口留御番所^江身延山分関御免許之御高札相立候儀も、青柳村^者三河岸同様無之旨証拠ニ鰍沢村申上候得共、右御高札相立候儀ハ口留御番所有之通之儀^二而、青柳河岸と船稼別段之証拠ニハ御取用難相成、三河岸御運上之儀も全河岸場之御運上ニハ無之、船稼いたし候冥加之旨、鰍沢申上候得共、右御運上之儀^者、船稼之助成有之申故、致上納候段無紛、青柳河岸ニ限商荷物并旅人懸り船不為仕候ハ、御運上割合甲乙可有之所、船一艘分三河岸同様ニ御運上相納候之上ハ、是以三河岸同様ニ船稼仕来候証拠ニ被思召候、甲府御目附様御通行之節、船割方義、鰍沢^二而取斗青柳河岸^江助船申遣候旨、亦ハ、公儀御役人様方、諸家之家中、鰍沢河岸分御乗船被成候由、御先触等証拠ニ申立候得共、仕来りも可有之儀^二而、是亦船稼別段之証拠ニハ不相成、享保年中信州御買上米も、鰍沢村斗^江船積被仰付候之旨申立候所、前書之通鰍沢村・青柳村連印御普請願出有之候上ハ、青柳も御廻米引請候段、無相違右体連印書付有之儀を彼是申立候段、不束之至り、青柳村之儀ハ古来分河岸場助成を以渡世不仕、鰍沢村ハ河岸場助成を以相続仕来候旨申立候得共、鰍沢村^者他村分出作地も有之、河岸御蔵敷之儀も鰍沢村・青柳村共ニ御高内^二而、尤御年貢引方ハ相立候得共、御除地ニハ無之所、最初御除地之趣ニ鰍沢申立候段、不束之至、且青柳村之もの共儀、鰍沢村地内字清水と唱へ、青柳河岸乗場^二而身延山会式

之節、参詣之もの^江鰍沢村之口留御番所際^二而上陸仕、改を受、清水唱へ候之場所分参詣之もの共乗船為致来り候由之儀^者、曾^而証拠無之、右場所字大崩下ニ畑三畝、大分鰍沢村清左衛門繼受、同村兵助所持いたし罷有候旨、鰍沢村申上之、地改御吟味之上、乗り場と相見、他村之地内自由可仕様無之、青柳村申分御取用難被成儀、口留御番所前^二而参詣之もの共上陸為致、改を受候上ハ、其最寄乗場無之候^而ハ難決事ニ付、以来共ニ差支無之様可致儀、扱慶長八年大久保石見守様御判物御書付宛所ニ鰍沢御城米問屋青柳金之丞・黒沢御城米問屋村松勘次郎と有之、鰍沢・黒沢両河岸開闢之書物故、第一証拠ニ御取用ニ可相成所、右御書付宛所ニ青柳村ハ認無之、再応黒沢村勘左衛門方分鰍沢村^江為見可申旨、書状を以申越候所、勘左衛門所持之書物ニ無之、大坪村惣左衛門所持之書物ニ候等、勘左衛門申立、則惣左衛門出奔仕、行衛不相知旨申候得共、勘左衛門書通ニ青柳村十次郎方^江可讓渡旨有之候上^者、馴合両河岸開闢之書付故、青柳村^江讓受取、隠し候儀と疑敷、然上ハ享保年中甲斐守様分相渡り候書付ニ三河岸とも宛所無之、勿論黒沢村^二而所持仕可罷有所、右村方ニ所持不仕段疑敷、其外惣左衛門江戸着仕候節ハ江戸宿之儀迄被是鰍沢申立、勿論勘左衛門方分鰍沢村郷右衛門方^江差越、青柳之趣^者鰍沢村申立候通無相違、右書状ニ石見守様御判物之書付、金八十兩と引替ニ質物ニ取候得^者、右両二口メ百八十兩并右金高^二而十次郎借用致度旨申聞候趣有之故、相疑ひ候段ハ無其儀とも無之思召候得共、勘左衛門御吟味之上惣左衛門申二任セ、相違之儀相認候段、恐入候旨申上之、尤十次郎再応御吟味之所、右体之義惣左衛門・勘左衛門等^江申談候儀皆^而無之、無諸放儀之旨申上之、惣左衛門ハ出奔仕候故、辱被仰付置候儀^二而、江戸宿儀ニ付申立候趣^者疑ひ迄^二而取留候義無之、前書大久保石見守様御判物之由^二而差出候ニ付、御礼被遊候所、当国富士川通船川筋見分、慶長七年寅四月船八艘為打立、鰍沢河岸^江着引掛候所、無相違日向半兵衛・

嶋田清左衛門両奉行今京都嵯峨角倉与市郎方^江書通を以申遣候、右抱遠州天龍船頭・水主共之内鰺沢^江ハ茂兵衛・権八・五郎兵衛・藤助、黒沢^江ハ治右衛門・孫三郎・清藏・又七、右八人之もの共両湊間屋方^江四艘ツ、引渡、尤銘々屋敷所被成下置之通船為致候条、以来無違失通船可相勤者也、慶長八年月日大久保石見守判、宛所ニ鰺沢御城米問屋青柳金之丞・黒沢御城米問屋村松勘次郎と有之候二付、角倉与市郎様方御札被遊候所、先年古キ書物共致消失、右之儀不相知、勿論下書有之候込、三河岸同様ニ無之と之証拠ニハ御取用難相成所、享保年中甲斐守様相渡り候御書付之儀、右御領主之方御札被遊候所、三河岸ニ御渡被置候旨^而、則被差越候二付、双方差上候、本書と御突合被遊候所、少も相違無之上^者、可疑筋無之、旁々以三河岸同様ニ無紛、青柳河岸ハ別段と申儀、鰺沢村申分難相立、依之左之通被仰渡候

一、青柳村之もの共義、商ひ荷物引受、旅人通船仕候儀を鰺沢村分差障申間敷候、勿論青柳村之義ハ人馬繼合之村方ニ無之、鰺沢村ハ人馬繼合之村方ニ候得^者、右村^江可相懸、商人・旅人共ニ馴合、青柳村引受候儀ハ致間敷候、且鰺沢村地内清水と青柳村唱へ来り候場所より以来乗船不致、尤身延会式参詣之もの共ハ鰺沢村口留御番所^二而上陸仕、着船之順改を受、其最寄分是亦順々ニ青柳河岸船^江も乗船可致、双方差支無之様申合、其外之儀^者仕来り之通取斗、以来和融可仕候

一、青柳村之もの共義、出入中荷主無之船^者通船仕間敷旨、御支配御代官分被仰渡有之候所、荷主無之船通船仕候段不埒二付、問屋九郎右衛門^江過料錢三貫文名主共ハ急度御叱、組頭・船頭共ハ御叱り被置候

一、鰺沢村之もの共義、御支配御代官之被仰渡フ不相用、御奉行所之御吟味ニ相成候^而も、品々我意申之不埒二付、名主・問屋兼帶玉之丞ハ過料錢十貫文、組頭善左衛門・還右衛門・喜右衛門・郷右衛門ハ一人^江過料錢五貫文ツ、船頭物代^江同三貫文被仰付

候

一、十郎右衛門義、御支配御代官分利右衛門・与兵衛^江御差紙被差越候所、外出入有之内済為致度存候込、当人共も不申談、一存を以右御差紙御役所^江相戻候段、不埒二付、過料錢三貫文被仰付候

一、勘左衛門儀、青柳村・鰺沢村船稼之儀及出入、御吟味中鰺沢・黒沢両河岸開闢之書付ニ先祖名前有之候間、所持仕来候旨、文通致呉候様惣左衛門ニ相頼身分ためニ可相成^与存、右書付一覽いたし候ハ、八十両質物ニ取候て、右両二口メ百八十両二候等と、又ハ青柳村十次郎望二付、譲渡し候旨喧実不相并相違之義相認メ、鰺沢村郷右衛門方^江文通いたし候段、不届きニ付所払被仰付候

一、市郎左衛門・元右衛門・仲右衛門義、御尋之儀有之惣左衛門御呼出二付、市郎左衛門・元右衛門差添罷出候所、惣左衛門致出奔、一日尋被仰付候所、度々御日延之上不尋出段不埒二付、永尋之上名主市郎左衛門^江過料錢三貫文、組頭元右衛門并親類惣代仲右衛門急度御叱被仰出候

右被仰渡候趣、一同承知奉畏候、過料之義^者、三日之内伊奈備前守様御支配御役所^江可相納候、若相背候ハ、重科ニ可被仰付候、仍^而御請証文差上申所如件

元渡辺半十郎御代官所
當時久保平三郎御代官所
甲州巨摩郡青柳村
明和六丑年九月七日
惣代問屋
訴訟方 太郎左衛門
名主代
岡右衛門
組頭
庄三郎
政右衛門
百姓代
惣八
船頭
惣右衛門
右同断

同国同郡鰺沢村

惣代

相手方 名主 玉之丞

問屋

組頭

善左衛門

同

還右衛門

同

喜右衛門

同

郷右衛門

船頭

清左衛門

同

弥右衛門

源左衛門病氣二付

代倅

源四郎

御吟味二付御召出候

鰺沢村

長百姓

重郎右衛門

政右衛門

元小田切新五郎御代官所

當時久保平三郎御代官所

同国八代郡黒沢村

百姓

勘左衛門

惣代

茂右衛門

名主

小兵衛

代

市右衛門

長百姓

市郎右衛門

松平対馬守様
御奉行所

岩松直右衛門御代官所
同国八代郡大坪村
名主

市郎兵衛
市郎左衛門
組頭
元右衛門
惣左衛門組頭
惣代
仲右衛門

山梨県立博物館調査・研究報告16
富士川水運に関する基礎的研究

令和五年三月三十一日発行

編集・発行 山梨県立博物館

電話 〇五五・二六二・二六三一

〒四〇六・〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一・一

印刷・製本 株式会社 内田印刷

無断転載・複製を禁じます。



山梨県立博物館
Yamanashi Prefectural Museum